

令和 7 年

## 第 7 回神戸町議会定例会会議録

令和 7 年 9 月 1 日 開会

令和 7 年 9 月 11 日 閉会

岐阜県神戸町議会

## 令和7年第7回神戸町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (9月1日)

開会	3
会議録署名議員の指名について	3
会期の決定について	3
議第50号から議第66号までについて（提案説明）	3
議第60号から議第66号までについて（委員会付託）	29
散会	29

### 第 2 号 (9月10日)

開議	32
一般質問	32
林 利 雄 君	32
宮 嶋 健太郎 君	39
小 川 榮 一 君	50
鈴 木 愛 子 君	54
散会	62

### 第 3 号 (9月11日)

開議	67
議第50号について（質疑・討論・採決）	67
議第51号について（質疑・討論・採決）	67
議第52号について（質疑・討論・採決）	68
議第53号について（質疑・討論・採決）	68
議第54号について（質疑・討論・採決）	69
議第55号について（質疑・討論・採決）	69
議第56号について（質疑・討論・採決）	70
議第57号について（質疑・討論・採決）	70
議第58号について（質疑・討論・採決）	71
議第59号について（質疑・討論・採決）	71
議第60号から議第66号までについて（討論・採決）	71

議第67号及び議第68号について（提案説明・質疑・討論・採決）	7 4
議第69号について（提案説明・質疑・討論・採決）	7 8
議第70号について（提案説明・採決）	7 8
派遣第1号について（報告）	7 9
閉会	7 9

## 令和7年第7回神戸町議会定例会付議議案

- 議 第 50 号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議 第 51 号 神戸町議会議員及び神戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 議 第 52 号 神戸町下水道条例及び神戸町水道給水条例の一部を改正する条例について
- 議 第 53 号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について
- 議 第 54 号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について
- 議 第 55 号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 議 第 56 号 令和7年度神戸町一般会計補正予算（第4号）
- 議 第 57 号 令和7年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議 第 58 号 令和7年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議 第 59 号 令和7年度神戸町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議 第 60 号 令和6年度神戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議 第 61 号 令和6年度神戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議 第 62 号 令和6年度神戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議 第 63 号 令和6年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議 第 64 号 令和6年度神戸町学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議 第 65 号 令和6年度神戸町水道事業会計決算の認定について
- 議 第 66 号 令和6年度神戸町下水道事業会計決算の認定について
- 議 第 67 号 旧西座倉グラウンド暗渠排水撤去工事の請負契約について
- 議 第 68 号 中央公民館大規模改修工事の請負契約について
- 議 第 69 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議 第 70 号 教育委員会委員の任命について
- 派遣第1号 議員派遣について

令和 7 年 第 7 回 神戸町議会定例会

( 第 1 号 )

令和 7 年 9 月 1 日 ( 月曜日 )

## 議 事 日 程（第1号）

令和7年9月1日（月曜日）午前9時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議第50号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第4 議第51号 神戸町議会議員及び神戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議第52号 神戸町下水道条例及び神戸町水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議第53号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について
- 日程第7 議第54号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について
- 日程第8 議第55号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 日程第9 議第56号 令和7年度神戸町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議第57号 令和7年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第58号 令和7年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議第59号 令和7年度神戸町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議第60号 令和6年度神戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議第61号 令和6年度神戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議第62号 令和6年度神戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議第63号 令和6年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議第64号 令和6年度神戸町学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議第65号 令和6年度神戸町水道事業会計決算の認定について
- 日程第19 議第66号 令和6年度神戸町下水道事業会計決算の認定について

---

## 出席議員（10名）

議長	宮川一美君	副議長	大場光晴君
1番	深貝仁則君	3番	宮嶋健太郎君
4番	小川榮一君	5番	西脇博文君

6 番	林 利 雄 君	7 番	宮 嶋 三 郎 君
8 番	飯 沼 満 君	10 番	鈴 木 愛 子 君

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	藤 井 弘 之 君	副 町 長	金 指 義 樹 君
教 育 長	岡 田 勝 彦 君	総務部長兼 総務課長兼 危機管理監	河 出 真 志 君
民生部長兼 健康福祉課長	石 原 宏 一 君	産業建設部長兼 産業環境課長兼 企業誘致推進室長	土 屋 典 生 君
教育委員会 調整監兼 生涯学習課長	小 野 健 君	会計管理者兼 税務課長	佐 藤 森 行 君
まちづくり 戦略課長	和 藤 潤 司 君	住民保険課長	末 村 春 美 君
子ども家庭課長	名 和 功 二 君	建設課長	堀 智 君
上下水道課長	山 崎 裕 之 君	教育課長	野 下 あゆみ 君

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	竹 下 政 文	書記	齊 藤 朋 子
--------	---------	----	---------

---

○議長（宮川一美君） おはようございます。

今日も全員の方にお集まりをいただきまして、ありがとうございました。

毎日本当に大変暑い日が続いておりますけれども、健康には十分気をつけていただきますようよろしくお願ひを申し上げます。

先日の開通式、長時間にわたりまして御参列いただきましてありがとうございました。

ただいまから令和7年第7回神戸町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

#### 会議録署名議員の指名について

○議長（宮川一美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第126条の規定により、会期を通じ、5番 西脇博文君、6番 林 利雄君の御両名にお願いいたします。

---

#### 会期の決定について

○議長（宮川一美君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から9月11日までの11日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月11日までの11日間に決定しました。

---

#### 議第50号から議第66号までについて（提案説明）

○議長（宮川一美君） 日程第3、議第50号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、日程第4、議第51号 神戸町議会議員及び神戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、日程第5、議第52号 神戸町下水道条例及び神戸町水道給水条例の一部を改正する条例について、日程第6、議第53号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について、日程第7、議第54号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について、日程第8、議第55号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について、日程第9、議第56号 令和7年度神戸町一般会計補正予算（第4号）、日程第10、議第57号 令和7年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第11、議第58号 令和7年

度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計補正予算（第1号）、日程第12、議第59号 令和7年度神戸町下水道事業会計補正予算（第1号）、日程第13、議第60号 令和6年度神戸町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、議第61号 令和6年度神戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、議第62号 令和6年度神戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、議第63号 令和6年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、議第64号 令和6年度神戸町学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、議第65号 令和6年度神戸町水道事業会計決算の認定について、日程第19、議第66号 令和6年度神戸町下水道事業会計決算の認定について、以上17議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） おはようございます。

令和7年第7回神戸町議会定例会、ただいま会期を本日より11日までの11日間と御決定をいたしました。会期中の委員会審査等、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日から9月に入りました。今年も日本列島は猛暑に襲われ、過去最高気温が次々と更新されるなど命に関わるような大変厳しい夏となりました。

また、近年は全国各地で線状降水帯による激しい雨が甚大な被害をもたらしており、先月上旬には鹿児島や熊本などの九州地方にも大きな被害が相次ぎました。これから本格的な台風シーズンを迎えるに当たり、町としても常に気象情報、河川水位情報等を注視しながら万全な体制を取ってまいります。

さて、本年度も上半年が経過しようとする中、本年度の諸事業につきましては、議員各位の格別なるお力添えをいただきながら、予定いたしております各事務事業について順調に進めているところであります。

それでは、開会に当たり、今年度の主要事業の進捗状況及び一般会計補正予算等を中心に、その大要について御説明申し上げます。

初めに、6月議会において御議決いただきましたエコプラザ建設工事につきましては、くい工事が完了し、令和8年3月末の開館に向け、現在は基礎工事を進めています。

同じく6月議会に御議決をいただきました下宮小学校屋内運動場空調機器設置工事については、夏休み期間中を中心に工事を進め、9月末には完成する予定であります。

次に、中央公民館大規模改修工事については、先月8日に入札を執行し、今後、令和8年8月末までの2か年継続事業で進めてまいります。

また、西座倉土地区画整理事業区域内にあります旧西座倉グラウンドの暗渠排水路撤去工事

については、今週の5日に入札を予定しており、先ほどの中央公民館大規模改修と併せて、今議会最終日に工事請負契約の議案を上程させていただく予定であります。

町道整備関係では複数年での継続事業としております下宮前田6号線、通称、神戸街道舗装改修事業については、既に入札を終え、現在、工事施工業者が現地調査を進めており、来月上旬より現場着手する予定です。

また、社会資本整備総合交付金事業を活用し、複数年の継続事業で進めております下宮34号線については、現在、工事発注に向け、設計積算等を進めている段階でありますと、今年度計画分の着実な執行に努めております。

次に、公共下水道事業につきましては、今年度は瀬古、加納地区の面整備を中心に、6月議会において御議決をいただきました3つの工区を含め、施工延長約2,600メートルの下水管布設工事を6つの工区に分割し、既に発注を終え、今年度末の供用開始に向け計画的に進めています。

また、下水管布設工事に併せて、上水道管の耐震化への布設替工事も既に発注いたしました。いずれの工事も小・中学校の通学路や地域住民の生活道路等でありますので、関係機関との情報共有を図りながら、安全には十分配慮し進めてまいります。

さて、今回の一般会計補正予算でありますと、歳入歳出それぞれ9,950万円の追加をお願いし、歳入歳出予算の総額を90億9,020万円とするものでございます。

主な内容といたしまして、各款において、4月の人事異動等に伴います町職員等の人物費関係の不足分について増額計上いたしております。

民生費では、ごうど児童館用のeスポーツ用機器等購入費及びばらの里浴場ろ過制御装置取替工事を、また後期高齢者医療の過年度療養給付費負担金及び安八郡広域連合の過年度低所得者保険料軽減負担金等を計上しています。

衛生費では、保健センター北側外壁の雨漏修繕工事費、農林水産業費では、県単独土地改良事業に係る工事請負費等を、土木費では、北一色南方1号線舗装修繕工事並びに町内道路維持補修関係の工事費を、また河川費では、西座倉土地区画整理事業区域に隣接する排水路改良工事等を計上させていただきました。

なお、これに見合う歳入でありますと、各事業に伴う国・県支出金のほか、前年度繰越金の一部及び寄附金をもって充て、歳入歳出の補正予算を編成いたしたところでございます。

以上が令和7年度一般会計補正予算（第4号）の概要であります。

このほかの議案では、国民健康保険及び障がい福祉サービス事業特別会計補正予算ほか、下水道事業会計補正予算、また地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の制定のほか、2つの条例改正と岐阜県市町村会館組合の解散に伴う3本

の協議、さらに令和6年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定並びに水道及び下水道事業会計決算の認定等、合わせまして17議案を上程しております。

各議案の詳細につきましては、この後、副町長、担当部長及び会計管理者より説明いたしますので、格別なる御審議を賜りますようお願いを申し上げ、方針説明とさせていただきます。

今議会、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮川一美君） 副町長 金指義樹君。

○副町長（金指義樹君） おはようございます。

それでは、町長の方針説明を受けまして、本日定例会に提案させていただきます17議案、順次御説明を申し上げます。

初めに、日程第3、議第50号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてです。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、仕事と育児の両立支援の拡充について関係条例の規定を整理するため、この条例を定めようとするものです。

1枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第23号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

第1条、神戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、勤務時間、休暇等に関する条例の改正条文が2ページの中段まで、その次に、第2条、神戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、育児休業等に関する条例の改正条文が4ページの上段あたり、最後に、第3条、神戸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、企業職員の給与、基準に関する条例の改正条文と附則からなる条例であります。

以上3つの条例についての一部改正を一括で整理するものであります。

この後ろに改正をいたします3本の条例の新旧対照表が7ページにかけてございまして、最後に条例の概要がつけてございますので、御覧いただきたいと思います。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の概要であります。

1. 制定の趣旨です。

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、部分休業の取得パターンの拡充

をはじめ、仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境となるよう整備するため、関係する3つの条例について所要の改正を行うため、この条例を制定するものであります。

## 2. 制定の内容は、改正する条例は3本。

初めに、第1条、神戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正では、仕事と育児の両立支援制度に係る情報提供等について改正を行うもので、職員本人、または配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対しては、仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供を行うほか、当該両立支援制度等の利用に係る意向確認の措置について新たに規定するものであります。

第2条、神戸町職員の育児休業等に関する条例の一部改正では、部分休業制度の拡充について改正を行うもので、取得パターンを多様化する改正であります。

部分休業制度については、小学校就学前までの子を養育する職員が1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる制度のことであります。

裏面をお願いいたします。

こちらにイメージ図を掲載してございます。

まず、改正前の現行制度での1日につき2時間を超えない範囲内の形態、第1号部分休業と呼びますが、これに加え、新たに1年に10日間相当（時間にして、77時間30分の）時間を超えない範囲内で1日当たりの上限となる時間数を設げず勤務しない形態、第2号部分休業と呼びますが、これを設け、職員の希望や事情に応じ選択可能とする規定を追加するものであります。

なお、現行の部分休業に該当いたします第1号部分休業についても、取得可能時間帯を拡充し、今後は現行の勤務時間の始め、または終わり以外も取得可能となります。

第3条、神戸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正では、ただいま御説明申し上げました第2条関係の部分休業を取得した場合には、給与から減額対象となる規定を新たに追加するものであります。

3. 附則として、この条例は令和7年10月1日から施行するもので、経過措置として、第1条関係では、本条例の施行日前においても、3歳に満たない子を養育する職員に対し、規則で定める期間内において必要な措置を講ずることができるものとします。

第2条関係では、本条例の施行日から令和8年3月31日までの6か月間における第2号部分休業を請求する職員について、その上限額を定めており、対象となる期間が半年間となるため、通常の半分とするものであります。

次に、日程第4、議第51号 神戸町議会議員及び神戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町議会議員及び神戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正

する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用ビラ等の作成に係る費用の公費負担の限度額を改正するため、この条例を定めようとするものであります。

1枚おめくりをいただき、神戸町条例第24号 神戸町議会議員及び神戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

神戸町議会議員及び神戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附則として、この条例は公布の日から施行するものとし、経過措置として、この規定は条例の施行日以後告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までに告示された選挙については、なお従前の例によるものとします。

今回の改正によりまして、具体的には、選挙運動用ビラの作成経費が8円38銭、ポスターの作成経費が586円88銭に、それぞれ公費負担の限度額を引き上げるものであります。

なお、次のページに新旧対照表がつけてございますので、御参照いただければと思います。

次に、日程第5、議第52号 神戸町下水道条例及び神戸町水道給水条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町下水道条例及び神戸町水道給水条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、災害その他非常時の場合において、他の市町村長等の指定を受けた事業者等が排水設備及び給水装置の工事を行うことができるよう、この条例を定めようとするもので

す。

1枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第25号 神戸町下水道条例及び神戸町水道給水条例の一部を改正する条例。

第1条、神戸町下水道条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常な場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りではない。

第2条、神戸町水道給水条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長または他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限り

ではない。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

今回の改正の背景には、令和6年1月に発生した能登半島地震において、多くの家屋で給水装置及び排水設備等が破損するとともに、指定工事店自身も甚大な被害を受けることとなりました。そのため、工事を行うことができる指定工事店が不足し、給・排水設備等の復旧が遅れました。このことを踏まえまして、被災地での給・排水設備等の工事が円滑かつ適正に実施されるよう、指定工事店の取扱いについて、関係する2本の条例の一部改正を行うものであります。

なお、この次に新旧対照表をつけてございますので、御参照いただければと思います。

次に、日程第6、議第53号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議についてです。

地方自治法第286条第1項の規定により、岐阜県市町村会館組合規約の一部を変更する規約を別紙のように定めることについて関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

提案説明として、岐阜県市町村会館組合を解散するに当たり、事務の承継について、地方自治法施行令第218条の2の規定による特別の定めを規約に追加するため、関係地方公共団体の協議によりこれを定めるものであります。

一部事務組合であります岐阜県市町村会館組合が令和8年3月31日をもって解散することとなりました。そのため、その事務手続のため、岐阜県内の構成市町や一部事務組合、広域連合の議会において議決をいただくもので、この後の議第54号及び議第55号議案についても関連する議案となっております。

1枚おめくりをいただきまして、岐阜県市町村会館組合規約の一部を変更する規約。

岐阜県市町村会館組合規約の一部を次のように変更する。

第12条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

組合の解散に伴う事務の承継にあっては、組合を組織する市町村がその議会の議決を経て行う協議をもって定める。

附則として、この規約は岐阜県知事の許可があった日から施行するものです。

今回の変更は、一部事務組合の解散に伴う事務の継承については、地方自治法にその規定がないため、組合を組織する市町村がその議会における議決を要する旨を新たに追加し、そのことについて議決をいただくものであります。

なお、この次に新旧対照表がつけてございます。御参照いただければと思います。

次に、日程第7、議第54号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議についてです。

地方自治法第288条及び同法第289条並びに令和7年規約変更についての知事の許可後の岐阜県市町村会館組合規約第12条第1項の規定により、岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継に関して、次のとおり他の関係地方公共団体と協議することについて、同法第290条及び同規約第12条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

提案説明として、岐阜県市町村会館組合を解散すること及び解散に伴う財産処分並びに現に共同処理をする事務及び打ち切り決算の審査及び認定等について、関係地方公共団体と協議するものであります。

1枚おめくりをいただきまして、岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議書に代わる同意書です。

地方自治法第288条の規定による岐阜県市町村会館組合の解散及び同法第289条の規定による財産処分並びに令和7年規約変更についての知事の許可後の岐阜県市町村会館組合規約第12条第1項の規定による事務の承継等について、次のとおり定めることに異議ありません。

これは、一部事務組合の解散及び財産の処分並びに解散に伴う事務の承継に当たっては、それぞれ地方自治法の規定によりまして構成市町の議会の議決が必要となるため、お諮りするものであります。

同意の内容としましては、記、以下に記載のとおり5点となります。

1. 解散の期日、2. 解散に伴う財産処分、3. 解散に伴う事務の承継等、裏面にかけて、  
4. 職員の待遇等、5. 疑義等の協議、以上の5点となります。

なお、いずれの事項についても、新たな経費負担や事務負担を生じさせるような内容ではなく、現状の取扱いを整理し、簡略化するものであります。

次に、日程第8、議第55号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてです。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和8年3月31日をもって岐阜県市町村職員退職手当組合から岐阜県市町村会館組合が脱退すること及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

提案説明として、岐阜県市町村職員退職手当組合の構成団体の脱退並びに同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により提案するものであります。

1枚おめくりをいただきまして、岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約。

岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を次のように改正する。

別表中「、岐阜県市町村会館組合」を削る。

附則として、この規約は令和8年4月1日から施行するものです。

なお、この後ろに新旧対照表がつけてございますので、御参照いただければと思います。

これまで御説明してまいりました令和8年3月31日で解散となります岐阜県市町村会館組合は、これまで岐阜県市町村職員退職手当組合の構成団体の一つでありました。解散に伴い、退職手当組合から脱退することになりますので、岐阜県内の構成市町や一部事務組合、広域連合での議会において、それぞれ議決を頂戴するものであります。

続きまして、日程第9、議第56号 令和7年度神戸町一般会計補正予算（第4号）を御説明申し上げます。

補正予算書を御覧いただきたいと思います。

令和7年度神戸町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,950万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億9,020万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶽入歳出予算補正」による。

それでは、7ページをお開きいただきたいと思います。

歳出から御説明を申し上げます。

初めに、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の1,237万円は、節1報酬以下、共済費及び旅費は、それぞれ会計年度任用職員の人事費関係の増額であります。

また、その下、項3徴税費、目1税務総務費の350万円は、節2給料以下、職員手当等及び共済費は、正職員に係ります人事費の増額分であります。

なお、この後、それぞれの予算科目において、正職員及び会計年度任用職員の人事費の増額を行っておりますが、今回の9月補正では不足分のみ計上してございます。

正職員分として2,300万円、会計年度任用職員分として2,447万円、総額で4,747万円となっています。来年3月の最終の補正予算で精算をいたし、不用額は減額する予定でありますので、お願いをいたします。

おめくりをいただきまして、8ページ。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費で44万円の計上です。

内訳は、節12委託料の16万5,000円は、障がい福祉サービスの制度改正に伴います管理台帳システム改修委託料の計上です。システム改修に伴います国の補助率は2分の1となっています。

節22償還金利子及び割引料の27万5,000円は、令和6年度の福祉医療費助成事業の精算分として県へ返還するものであります。

その下、目2老人福祉費では、節18負担金補助及び交付金で100万円です。

令和6年度の低所得者保険料軽減補助金の精算分として、安八郡広域連合へ支払うものであります。

その下、目5介護予防施設管理費では、節14工事請負費で200万円の計上です。

ばらの里の浴場ろ過系統制御装置が経年劣化の故障により不具合が生じておりますので、機器の取替工事を行うものであります。

その下、目7後期高齢者医療費では、節18負担金補助及び交付金に1,038万円の計上で、令和6年度の療養給付費負担金の精算分として、県の後期高齢者医療広域連合へ支払うものであります。

次に、項2児童福祉費、目4ごうど児童館管理費では、全体で2,551万円の増額補正であります。

正職員及び会計年度任用職員合わせまして、人件費の関係で2,340万円のほか、9ページにかけまして、節11役務費の12万円は、通信運搬費としてインターネットの接続使用料。節12委託料の61万円は、館内清掃をはじめ、除草業務などシルバー人材センターへの委託料の計上であります。節13使用料及び賃借料の5万円は、テレビ聴取料に1万5,000円とパソコンルームのライセンスソフト使用料に3万5,000円であります。

節17備品購入費では133万円の計上です。

内訳としましては、101. 管理用備品費で123万円。池田・神戸ライオンズクラブ様ほか、4つのライオンズクラブ様から指定寄附金により、電子ピアノと卓球台の購入費として50万円、さらには県の補助金を活用いたしまして、eスポーツ関連の備品としてパソコン2台の購入費73万円を計上いたし、管理用備品費として123万円であります。102. 図書購入費の10万円は、日比野博鳳先生から指定寄附金により、児童館のほんの部屋の図書購入費に充てております。

続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の120万円は、会計年度任用職員の人件費分。

その下、目4保健センター管理費では、節14工事請負費で160万円の計上です。

保健センター北側の壁面から一部雨漏りが生じているため、補修工事を行うものであります。

10ページにかけまして、項2清掃費、目1清掃総務費の700万円は、正職員の人件費分。

続きまして、款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費では、全体で850万円の計上です。

内訳は、節10需用費の450万円は、地元要望等に対する農業用排水路等の修繕料の増額をしております。節14工事請負費の400万円は、県単独土地改良事業費として実施しております加納排水路改良工事の追加配分によりまして、工事費の増額であります。県の補助率はおおむね5分の2であります。

続きまして、款8土木費、項2道路橋りょう費、目1道路維持費では、節14工事請負費で

2,000万円の計上です。

内訳としましては、緊急性の高い道路の維持補修工事に600万円と北一色南方1号線舗装修繕工事に係ります町単独施工分として1,400万円の計上であります。

次に、項3河川費、目1河川総務費では、節14工事請負費で1,000万円、西座倉土地区画整理事業の施行地区内に隣接いたします排水路の改良工事費の計上であります。

11ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目3公共下水道費では、節23投資及び出資金で400万円の減額補正であります。

この後、議第59号議案、下水道事業会計補正予算（第1号）のところで詳細に御説明申し上げますが、浄化センター操作卓改築工事について、当初予定していた単年度工事から2か年継続工事へと工事期間を変更することといたしました。その関係で令和7年度の工事の事業費分が減額となるため、これに伴いまして下水道事業会計への出資金を減額するものであります。

以上、歳出の説明とさせていただきます。

続いて、5ページにお戻りをいただきて、歳入について御説明を申し上げます。

初めに、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金の8万2,000円は、障がい福祉サービスの支払管理台帳システム改修事業費補助金で、歳出のところで申し上げましたが、障がい福祉サービスの制度改定に伴うシステムの改修補助金として、国の補助率2分の1であります。

次に、款15県支出金、項2県補助金、目1民生費県補助金、節2児童福祉費補助金の36万円は、岐阜県市町村支援補助金で、ごうど児童館に配備いたしますeスポーツ関連の備品購入費に対する県の補助金であります。県の補助率は2分の1となっています。

その下、目3農林水産業費県補助金、節1農業費補助金の160万円は、県単独土地改良事業の追加配分によるものです。県の補助率はおおむね5分の2となっております。

続きまして、款17項1寄附金、目3民生費寄附金、節2児童福祉費寄附金の60万円は、歳出で申し上げました2件の指定寄附金を受けましたので、ごうど児童館の備品購入費に充てるものであります。

その下、款19項1目1繰越金は、令和6年度からの確定いたしました繰越金の一部、9,410万円を計上いたしました。

6ページをお願いいたします。

最後、款20諸収入、項5目3雑入では275万8,000円の計上です。

内訳では、まず2行目の047.介護保険給付費等精算金は、安八郡広域連合から令和6年度の精算分として受け入れるもので、274万6,000円。

043. その他の雑入として1万2,000円は、予算額調整のための計上であります。

以上、令和7年度神戸町一般会計補正予算（第4号）についての説明とさせていただきます。

続きまして、日程第10、議第57号 令和7年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

補正予算書を御覧いただきたいと思います。

令和7年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,010万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,510万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

それでは、最終の6ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金では、節22償還金利子及び割引料で1,010万円の計上です。

こちらは普通交付金の過年度精算分を県へ返還するものであります。

お戻りいただき、5ページをお願いいたします。

歳入になります。

款8項1目1繰越金、節1前年度繰越金の1,010万円は確定をいたしました前年度繰越金の一部を計上いたし、財源としております。

以上、令和7年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての説明とさせていただきます。

続きまして、日程第11、議第58号 令和7年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

補正予算書をお願いいたします。

令和7年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ430万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,530万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶐入歳出予算補正」による。

それでは、最終6ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

初めに、款1項1 もののき園運営事業費、目1 運営費では、節10需用費の修繕料に30万円。通園する利用者用の出入口扉等を修繕する費用を計上してございます。

次に、款2項1 たんぽぽ学園運営事業費、目1 運営費では、全体で400万円の補正であります。節2給料以下、職員手当等及び共済費は、それぞれ正職員に係ります人件費関係の増額であります。

お戻りいただきまして、5ページ、歳入でございます。

款4項1目1 繰越金、節1前年度繰越金の430万円は、確定をいたしました前年度繰越金の一部を計上いたし、財源としております。

以上、令和7年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計補正予算（第1号）についての説明とさせていただきます。

次の議第59号から議第66号までの8議案につきましては、それぞれ産業建設部長、会計管理者が御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（宮川一美君） 産業建設部長 土屋典生君。

○産業建設部長兼産業環境課長兼企業誘致推進室長（土屋典生君） 続きまして、日程第12、議第59号 令和7年度神戸町下水道事業会計補正予算（第1号）を御説明させていただきます。

議第59号 令和7年度神戸町下水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和7年度町神戸町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度神戸町下水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

主要な建設改良事業、下水道整備事業、既決予定額9億4,530万円に対し、補正予算額は8,000万円の減額です。したがいまして、合計額は8億6,530万円でございます。

第3条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

先ほどの説明のとおり、収入、支出ともに8,000万円を減額補正するものでございます。

収入といたしまして、第1款資本的収入、既決予定額10億1,700万円に対しまして、補正予定額は8,000万円の減額でございます。したがいまして、合計額は9億3,700万円でございます。

なお、第1項の企業債から第3項の補助金までの各項ごとの内訳は御覧のとおりでございます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出、既決予定額12億1,800万円に対しまして、補正予定額は収入の補正予定額と同額の8,000万円の減額です。したがいまして、合計額は11億3,800万円となり、第1項建設改良費で同額の8,000万円を減額しております。

次のページをお願いいたします。

第4条、予算第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、浄化センター操作卓改築工事、期間は令和8年度まで、限度額は9,000万円でございます。

第5条、予算第5条に定めた下水道事業債の限度額を「4億9,700万円」から「4億6,100万円」に改める。

これは、先ほど第3条で御説明いたしました企業債を減額補正することから限度額を改めるものでございます。

今回の下水道事業会計補正予算（第1号）は、今年度予定しておりました浄化センター操作卓改築工事を令和8年度までの2か年の工事に改めるため今年度の事業費を減額し、令和8年度までの債務負担行為を定めさせていただくものでございます。

以上、議第59号 令和7年度神戸町下水道事業会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

○議長（宮川一美君） 提案理由の説明中ですが、ここで10時50分まで休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時48分 再開

○議長（宮川一美君） 休憩を終わり、会議を続けます。

引き続き提案理由の説明を求めます。

会計管理者 佐藤森行君。

○会計管理者兼税務課長（佐藤森行君） 続きまして、日程第13、議第60号 令和6年度神戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第17、議第64号 令和6年度神戸町学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの5議案について御説明申し上げます。

なお、説明に当たりましては、お配りをさせていただきました令和6年度神戸町歳入歳出決算書並びに令和6年度決算附属資料を基に進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、日程第13、議第60号 令和6年度神戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度神戸町一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり、議会の認定に付するものであります。

初めに、決算附属資料の3ページをお開きください。

一般会計歳入款別内訳でございます。

表の最下段でございますが、令和6年度の一般会計の歳入の合計は86億7,908万1,000円で、対前年比では金額で10億6,235万9,000円、率にして13.9%の増となりました。

1枚おめくりいただきまして、4ページ、一般会計歳出款別内訳でございます。

最下段にございますように、歳出の合計は82億4,088万6,000円で、対前年比では金額で9億8,453万9,000円、率にして13.6%の増となっております。

続きまして、決算書の1ページをお願いいたします。

歳入から御説明申し上げます。

なお、決算書の金額につきましては、前年度への繰越金を除き1,000円単位で、かつ1,000円未満を切り捨てて御説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、町税につきましては、総額が26億6,116万2,000円でございます。不納欠損額は581万2,000円、収入未済額は1億863万円となっております。

次に、地方譲与税は、総額が1億266万2,000円で、前年度と比べますと1.1%の増、利子割交付金が104万6,000円で、前年度に比べ25.7%の増、配当割交付金は2,229万2,000円で、前年度に比べ38.2%の増、株式等譲渡所得割交付金が2,860万7,000円で、前年度に比べ58.5%の増、法人事業税交付金は3,716万4,000円で、前年度に比べ9.4%の増となっております。最下段の地方消費税交付金は4億6,977万2,000円で、前年度に比べ3.9%の増となっております。

1枚おめくりいただき、2ページをお願いいたします。

環境性能割交付金は1,744万3,000円で、前年度に比べ29.5%の増、次の地方特例交付金は1億209万1,000円で、前年度に比べまして大幅な増となっております。この主な要因は、定額減税による個人住民税の減収補填措置によるものでございます。

次の地方交付税は18億5,800万6,000円で、前年度に比べ6.8%の増、交通安全対策特別交付金は前年度より3.4%減の132万4,000円を収入いたしております。

分担金及び負担金は2,023万9,000円で、前年度に比べ1.2%の増、使用料及び手数料は9,166万3,000円で、前年度に比べ1.3%の減となっております。なお、収入未済額は145万6,000円でございます。

国庫支出金は、全体では10億3,699万4,000円で、前年度に比べまして22.6%の増、最下段の県支出金は、全体では4億8,480万5,000円で、前年度に比べまして9.4%の増となっております。

1枚おめくりいただきまして、3ページをお願いいたします。

財産収入は7,402万9,000円で、内訳といたしまして、財産運用収入が498万4,000円、財産売払収入が6,904万4,000円で、前年度に比べまして大幅な増となっております。この主な要因は、

西座倉土地区画整理地内の土地の売払収入によるものでございます。

寄附金は1億5,729万2,000円で、前年度に比べ2.9%の増、繰入金は4億4,127万4,000円で、特別会計繰入金は後期高齢者医療特別会計から175万5,000円、基金繰入金は財政調整基金、ふるさと納税基金など4本の基金から合わせて4億3,951万9,000円を一般会計に繰り入れたもので、前年度に比べまして1.2%の減となっております。

繰越金は3億6,037万5,000円で、前年度に比べ24.8%の増、諸収入が2億9,673万6,000円で、前年度に比べまして大幅な増となっております。これは、プレミアム商品券の販売収入が主な要因でございます。

最後に、最下段の町債でございます。

1枚おめくりいただき、4ページをお願いいたします。

令和6年度におきましては、防災行政無線設備更新事業債、神戸小学校屋内運動場改修事業債、（仮称）ごうど児童館改修事業債など6本の起債から合わせまして4億1,410万円を借り入れいたしました。

4ページの最下段にありますとおり、収入済額の合計は86億7,908万円となりました。

続きまして、歳出を御説明申し上げます。

決算書の5ページをお願いいたします。

また、決算附属資料は4ページを、併せて令和6年度主要施策の成果は1ページから御覧ください。

初めに、議会費から御説明申し上げます。決算額は7,613万円で、定例会を4回、臨時会を1回の合計5回で、45日間の議会を開催していただき、91件の議案を議決していただいております。

次に、総務費です。総務管理費は7億8,811万5,000円で、契約関係では328件の契約をしております。

企画費は3億4,407万9,000円で、町ホームページ発信事業、「広報ごうど」の発行のほか、ふるさと納税寄附金事業や移住定住事業を実施いたしております。

徴稅費は9,048万1,000円、戸籍住民基本台帳費は6,783万1,000円、選舉費は1,919万3,000円で、令和6年10月に衆議院議員総選挙、また令和7年1月には県知事選挙が執行されました。その必要経費を支出いたしております。

統計調査費は138万2,000円で、農林業センサスが行われております。

監査委員費は35万6,000円で、毎月の出納検査をはじめ、決算審査並びに定例監査を実施していただいております。

続きまして、民生費です。

社会福祉費は21億372万6,000円で、町社会福祉協議会等への補助をはじめ、物価高騰対応重点支援給付金や障害者自立支援給付費の支給などを行っております。また、国民健康保険、後期高齢者医療並びに障がい福祉サービス事業の各特別会計への繰出金合わせて2億2,095万7,000円を支出いたしております。

児童福祉費は10億9,566万3,000円で、町内の4幼児園にはゼロ歳児から5歳児までのお子さん397人が保育園部・幼稚園部にそれぞれ在籍いたしました。

災害救助費につきましては、災害救助法に基づく災害による被害はなく、執行いたしておりません。

続きまして、衛生費です。

保健衛生費は2億5,476万3,000円で、母子保健事業や生活習慣病予防事業等を実施いたしております。

清掃費は2億9,883万3,000円で、ごみ処理といたしまして、一般可燃物や不燃物等の回収を行っております。

上水道費は1,928万7,000円で、物価高騰対応重点支援対策で水道基本料金免除分を支出いたしました。

続きまして、労働費です。

労働諸費は大垣労務推進協会へ就労支援広域連携事業の負担金6万1,000円を支出いたしております。

続きまして、農林水産業費です。

農業費として1億4,973万8,000円でございます。農業委員会では、年間で12回開催をいただき、18件の議案を議決していただいております。

続きまして、商工費です。

商工費は2億59万9,000円で、主なものといたしましては、プレミアム商品券発行事業、神F e s ! 2024開催事業等に支出いたしました。

続きまして、土木費です。

1枚おめくりいただきまして、6ページをお願いいたします。

土木管理費は4,917万2,000円で、人件費が主なものですが、ほかには木造住宅耐震診断委託金、各種期成同盟会への負担金を支出いたしております。

道路橋りょう費は2億4,194万8,000円で、道路橋りょう整備事業として道路維持工事等を12件、道路新設改良工事4件、このほか橋りょう維持事業として120橋の橋梁点検を実施いたしております。

河川費は2,965万3,000円で、河川の維持管理に要した経費でございます。

都市計画費は6億323万8,000円で、こちらからは主に西座倉地区土地区画整理事業補助金を支出いたしております。

住宅費は193万8,000円で、町営住宅に係る管理経費でございます。

続きまして、消防費は4億2,874万円で、大垣消防組合への負担金や避難所消防資機材の購入並びに各地区における消防設備の整備に対する補助金を支出いたしております。

続きまして、教育費です。

教育総務費は2億1,682万7,000円で、教育委員会費及び事務局費等をこちらから支出いたしております。

小学校費は2億7,949万6,000円で、神戸小学校屋内運動場改修工事のほか、教育用コンピューター機器のリース料等を支出いたしております。

中学校費は4,399万6,000円で、小学校費と同様に教育用コンピューター機器のリース料等を支払っております。

社会教育費は1億7,967万7,000円で、中央公民館事業として生涯学習講演会、文化祭、町美術展を開催し、また図書館の運営に必要な経費を支出いたしました。

保健体育費は5,207万円で、体育施設の維持管理をはじめ、スポーツ少年団及びスポーツ協会への補助を行っております。

学校給食費は1億4,239万7,000円で、学校給食センターの調理員等の人件費や光熱水費が主な支出でございます。

次に、公債費は4億6,148万3,000円で、内訳といたしましては、元金償還金が4億4,579万5,000円、利子償還金が1,568万8,000円でございます。なお、6年度末における町債現在額は42億7,600万3,000円となっております。

以上、歳出の合計は82億4,088万6,000円となり、この結果、4億3,819万4,859円が次年度への繰越金となりました。

次に、日程第14、議第61号 令和6年度神戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度神戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、議会の認定に付するものであります。

お手元の決算書は46ページを、決算附属資料は6ページをお開きください。

まずは、決算附属資料でございます。

令和6年度の国民健康保険特別会計の歳入の合計は20億4,466万3,000円で、対前年比では金額で893万6,000円、率にして0.4%の増となっております。

その下、歳出でございますが、歳出の合計は19億8,258万3,000円となり、対前年比では金額

で1,262万4,000円、率にして0.6%の減となっております。

続きまして、決算書の46ページをお願いいたします。

歳入から御説明申し上げます。

まず、款1国民健康保険税は、一般分、退職分の滞納分を含め3億5,471万2,000円となっております。

款3使用料及び手数料は、督促手数料で11万6,000円でございます。

その下、款4県支出金は、主に保険給付費等交付金及び国庫負担金減額措置対策費補助金で14億8,992万円となっております。

1つ飛びまして、款6繰入金では、他会計繰入金で1億2,276万4,000円、その下、基金繰入金は3,000万円を国民健康保険基金より繰入れを行っております。

款7繰越金は4,052万円で、前年度からの繰越金でございます。

款8諸収入は延滞金加算金及び過料が384万8,000円、雑入が277万9,000円。

1枚おめくりいただきまして、47ページをお願いいたします。

最下段の歳入の合計でございますが、20億4,466万2,000円となりました。

1枚おめくりいただきまして、48ページをお願いいたします。

次に、歳出を御説明申し上げます。

初めに、款1総務費の総務管理費は職員1名分の人事費のほか、資格管理に係る事務費等で1,738万3,000円、徴税費は704万4,000円で、賦課徴収に伴う電算処理委託料等でございます。

款2保険給付費は、療養諸費が12億3,837万円、高額療養費が2億260万9,000円、出産育児諸費が300万1,000円、葬祭諸費が190万円でございます。

款3国民健康保険事業費納付金は、医療給付費分が3億2,804万1,000円、後期高齢者支援金等分が1億1,109万8,000円、介護納付金分が3,498万1,000円となっております。

款4保健事業費は、特定健康診査等事業費が1,920万1,000円、保健事業費が164万1,000円となっております。

その下、款5基金積立金、款6公債費はともに支出はございませんでした。

款7諸支出金は1,726万円で、過年度分の療養給付費負担金等の交付額確定に伴う償還金が主なものでございます。

1枚おめくりいただきまして、49ページをお願いいたします。

款8予備費は支出がございませんでした。

以上、歳出の合計は19億8,258万2,000円となり、この結果、6,207万9,876円が次年度への繰越金となりました。

次に、日程第15、議第62号 令和6年度神戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度神戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、議会の認定に付するものであります。

お手元の決算書は58ページを、決算附属資料は7ページを御覧ください。

まずは決算附属資料でございます。

令和6年度の後期高齢者医療特別会計の歳入の合計は3億7,082万円で、対前年比では金額で2,247万5,000円、率にして6.5%の増となっております。

一方、歳出の合計は3億6,012万8,000円で、対前年比では金額で1,975万6,000円、率にして5.8%の増となっております。

それでは、決算書の58ページ、歳入から御説明申し上げます。

款1 後期高齢者医療保険料は2億7,632万3,000円で、収入未済額は51万8,000円となっております。

款2 使用料及び手数料は、督促手数料で3万3,000円でございます。

款3 繰入金は、一般会計からの繰入金で、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金、保健事業費繰入金で8,599万3,000円を繰り入れております。

款4 繰越金は、前年度からの繰越金で797万3,000円。

款5 諸収入は49万6,000円でございます。

以上、歳入の合計は3億7,081万9,000円となりました。

1枚おめくりいただきまして、59ページの歳出を御説明申し上げます。

款1 総務費では、事務経費としての総務管理費が249万7,000円、徴収費が153万6,000円でございます。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金は3億5,433万8,000円で、保険料等負担金、事務費負担金及び保健事業費負担金を県の広域連合へ納付しております。

款3 諸支出金では、一般会計の繰出金で175万5,000円。

款4 予備費は支出がございませんでした。

以上、歳出の合計は3億6,012万8,000円となり、この結果、1,069万1,744円が次年度への繰越金となりました。

次に、日程第16、議第63号 令和6年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、議会の認定に付するものであります。

この会計は、神戸町障がい者生活介護施設もちのき園と児童発達支援施設たんぽぽ学園の両

施設の事業の運営に係る経費について処理しているものでございます。

お手元の決算書は63ページを、決算附属資料は8ページをお開きください。

まずは決算附属資料でございます。

令和6年度の障がい福祉サービス事業特別会計の歳入の合計は6,148万2,000円、対前年比では金額で301万6,000円、率にして5.2%の増となっております。

一方、歳出の合計は5,578万6,000円で、対前年比では金額で44万2,000円、率にして0.8%の増となっております。

次に、決算書の63ページをお願いいたします。

歳入から御説明申し上げます。

款1 障がい福祉サービス費は4,536万4,000円で、このうちもちのき園に係る介護給付費が1,769万8,000円、たんぽぽ学園に係る障害児通所給付費が2,316万9,000円、相談支援費が449万5,000円となっております。

款2 使用料及び手数料は収入がございませんでした。

次に、款3 繰入金の1,220万円は、一般会計からの繰入れでございます。

款4 繰越金は、前年度からの繰越金で312万1,000円。

款5 諸収入の雑入は79万6,000円で、もちのき園の施設利用者の食事代が主なものでございます。

以上、歳入の合計は6,148万1,000円となりました。

1枚おめくりいただきまして、64ページの歳出を御説明申し上げます。

款1 ではもちのき園運営事業費で2,008万9,000円でございます。主なものは園長1名分及び町社会福祉協議会からの派遣職員2名分の人事費と会計年度職員4名分の報酬等でございます。

款2 はたんぽぽ学園運営事業費で3,569万6,000円でございます。主なものは、園長1名分及び職員3名分の人事費と会計年度職員の保育士3名分の報酬等でございます。

款3 の予備費は支出がございませんでした。

以上、歳出の合計は5,578万6,000円となり、この結果、569万5,373円が次年度への繰越金となりました。

次に、日程第17、議第64号 令和6年度神戸町学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度神戸町学校給食事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、議会の認定に付するものであります。

お手元の決算書は68ページを、決算附属資料は9ページを御覧ください。

まずは決算附属資料でございます。

令和6年度の学校給食事業特別会計の歳入の合計は1億2,032万4,000円で、対前年比では金額で29万5,000円、率にして0.2%の増となっております。

一方、歳出の合計は1億2,010万8,000円で、対前年比では金額で132万6,000円、率にして1.1%の増となっております。

続きまして、決算書の68ページをお願いいたします。

歳入から御説明申し上げます。

款1分担金及び負担金は1,567万円で、保育士、教職員及び学校給食センター職員の給食費の自己負担分等でございます。

款2繰入金は1億340万6,000円で、幼稚園児並びに小・中学生給食費無償化事業に伴う一般会計からの繰入れでございます。

款3繰越金は、前年度からの繰越金で124万7,000円。

款4諸収入は収入がございませんでした。

以上、歳入の合計は1億2,032万4,000円となりました。

1枚おめくりいただきまして、69ページの歳出を御説明申し上げます。

款1給食事業費は1億2,010万7,000円で、全額賄材料費でございます。

この結果、21万6,466円が次年度への繰越金となりました。

最後に、決算書の72、73ページには、実質収支に関する調書を74ページ以降には財産に関する調書を載せてございますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上、議第60号から議第64号までの説明とさせていただきます。

なお、一般会計及び4つの特別会計の決算につきましては、先月行われました決算審査におきまして、大場、鈴木両監査委員さんより別添の意見書をいただいておりますので、御覧いただければと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮川一美君） 産業建設部長 土屋典生君。

○産業建設部長兼産業環境課長兼企業誘致推進室長（土屋典生君） 続きまして、日程第18、議第65号 令和6年度神戸町水道事業会計決算の認定について御説明させていただきます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度神戸町水道事業会計の決算を別冊のとおり、議会の認定に付するものでございます。

それでは、令和6年度水道事業会計決算につきまして、一部を除き1,000円未満の金額を切り捨てて御説明をさせていただきます。

別冊の水道事業会計決算書の1ページを御覧ください。

まず、3条予算の収益的収入及び支出でございます。

ここでの金額は、消費税及び地方消費税相当額を含んだ税込み経理によるものでございます。

収入の第1款水道事業収益の決算額は1億9,100万7,000円で、予算額に比べ100万7,000円の増でございます。

内訳は、第1項の営業収益が1億6,574万9,000円、第2項の営業外収益は、物価高騰対策での水道基本料金免除に係る一般会計からの補助金等を含み、2,525万8,000円、第3項の特別利益はございませんでした。

次に、支出の第1款水道事業費用の決算額は1億7,632万2,000円で、不用額は1,357万7,000円でございます。

内訳は、第1項の営業費用が1億7,598万8,000円、第2項の営業外費用が31万1,000円、第3項の特別損失は2万2,000円、第4項の予備費の支出はございませんでした。

次に、2ページをお願いいたします。

4条予算の資本的収入及び支出でございます。

これも消費税等を含んだ税込み経理によるものでございます。

まず、収入の第1款資本的収入は、第1項の工事負担金として2,902万5,000円、予算額に比べ202万5,000円の増でございます。これは、給水新設加入負担金及び宅地分譲等に係る配水管布設工事や下水道事業に伴う工事負担金でございます。

次に、支出の第1款資本的支出の決算額は、第1項建設改良費として1億5,785万3,000円で、不用額は14万6,000円でございます。

したがいまして、下の欄外にありますように、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億2,882万8,070円は、消費税資本的收支調整額1,171万1,643円、過年度損益留保資金1,552万3,798円、当年度分損益留保資金1億159万2,629円で補填をいたしております。

次に、3ページをお願いいたします。

1年間の水道事業の経営成績を明らかにするため、その期間中に得た全ての収益とこれに対応する全ての費用を記載した損益計算書でございます。なお、ここでの金額は消費税等を含まない、いわゆる税抜き経理によるものでございます。

まず、1の営業収益1億5,069万5,000円から2の営業費用1億7,131万1,000円を差し引いた営業損失が一番右側の列の中段2,061万5,000円となります。ここで損失は、物価高騰対策での水道基本料金免除による給水収益の減によるものでございます。

その金額に物価高騰対策に係る基本料金免除額相当分の一般会計からの補助金を含んだ3の営業外収益2,360万1,000円を加え、さらに4の営業外費用1万2,000円を差し引いた右側の列の中段やや下にあります299万3,000円が経常利益となります。

さらに、その金額から6の特別損失2万円を差し引いた下から4段目の297万3,000円が当年度純利益となります。

その当年度純利益に前年度繰越利益剰余金469万7,000円を加えました一番下の金額767万円が令和6年度末の未処分利益剰余金となります。

続く4ページには、資本的剰余金と利益剰余金が年度内にどのように増減、変動したかの内容を表す剰余金計算書であります。

次の5ページの令和6年度神戸町水道事業剰余金処分計算書、一番右側の列、未処分利益剰余金767万円につきましては、繰越利益剰余金といたします。

6ページには、現金・預金の収入・支出、すなわち資金の流れを表しますキャッシュ・フロー計算書で、1の業務活動、2の投資活動、3の財務活動の3つの区分に分けて、それぞれ表示をしております。

次に、7ページ、8ページをお願いいたします。

年度末の水道事業が保有する全ての資産、負債及び資本を総括的に表示いたしました貸借対照表でございます。ここでの金額も消費税等を含めない、いわゆる税抜き経理によるものでございます。

まず、7ページの資産の部では、1の固定資産、右側の列の中段やや下にあります固定資産合計20億6,685万5,000円と、2の流動資産、下から2段目の流動資産合計の4億5,878万1,000円を合わせました一番下の25億2,563万6,000円が資産合計となります。

8ページの負債の部では、3の固定負債、4の流動負債、5の繰延収益を合わせた負債合計が右側の列の中段やや下にあります3億6,767万2,000円。

また、資本の部では、6の資本金と7の剰余金を合わせました資本合計が下から2段目にあります21億5,796万3,000円となります。

したがいまして、負債資本の合計は右側の列の一番下にあります25億2,563万6,000円となり、先ほど御説明いたしました7ページの一番下の資産合計と一致しております。

次の9ページの注記表、10ページ以降の附属書類につきましては、別冊の水道経営データと合わせて、後ほどお目通ししていただければと思います。

この水道事業会計につきましても、先月、大場、鈴木両監査委員の決算審査を受け、意見書をいただいておりますので、御覧いただければと思います。

以上、議第65号の説明とさせていただきます。

続きまして、日程第19日、議第66号 令和6年度神戸町下水道事業会計決算の認定についてを説明させていただきます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度神戸町下水道事業会計の決算を別冊のとおり、議会の認定に付するものでございます。

それでは、令和6年度下水道事業会計決算につきまして、一部を除き1,000円未満の金額を

切り捨てて御説明をさせていただきます。

別冊の下水道事業会計決算書の 1 ページをお願いいたします。

まず、3 条予算の収益的収入及び支出でございます。ここでの金額は、消費税及び地方消費税相当額を含んだ税込み経理によるものでございます。

収入の第 1 款下水道事業収益の決算額は 7 億 5,219 万円で、予算額に比べ 530 万 9,000 円の減でございます。

内訳は、第 1 項の営業収益が 1 億 6,616 万 5,000 円、第 2 項の営業外収益は他会計負担金など 5 億 7,935 万 4,000 円、第 3 項の特別利益は 667 万 1,000 円、これは消費税の還付金でございます。

次に、支出の第 1 款下水道事業費用の決算額は 7 億 1,309 万 8,000 円で、不用額は 796 万 3,000 円でございました。

内訳は、第 1 項の営業費用が 6 億 3,111 万 7,000 円、第 2 項の営業外費用が 7,990 万 9,000 円、第 3 項の特別損失は 207 万 1,000 円、第 4 項の予備費の支出はございませんでした。

次に、2 ページをお願いいたします。

4 条予算の資本的収入及び支出でございます。これも消費税等を含んだ税込み経理によるものでございます。

まず、収入の第 1 款資本的収入は、第 1 項の企業債として 3 億 1,740 万円、予算額に比べ 9,510 万円の減でございます。これは下水道管布設工事の減に伴うものでございます。

第 2 項出資金 8,716 万円で増減はございません。

第 3 項補助金 2 億 4,090 万円で、予算額に比べ 6,660 万円の減であります。下水管布設工事の減に伴うものです。

第 4 項負担金 2,116 万円、予算額に比べ 68 万円の減でございます。

次に、支出の第 1 款資本的支出の決算額は、第 1 項の建設改良費として下水道管渠布設、舗装復旧工事など 6 億 1,935 万 7,000 円、不用額は 8,062 万 2,000 円でございました。

第 2 項企業債償還金 2 億 5,398 万 6,000 円、不用額は 1 万 3,000 円でございます。

したがいまして、下の欄外にありますように、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2 億 672 万 4,115 円は、引継金 5,186 万 1,461 円、当年度分消費税、地方消費税資本的収支調整額 1,971 万 1,669 円及び当年度分損益勘定留保資金 1 億 3,515 万 985 円で補填いたしております。

次に、3 ページをお願いいたします。

1 年間の下水道事業の経営成績を明らかにするために、その期間中に得た全ての収益とこれに対応する全ての費用を記載した損益計算書でございます。なお、ここでの金額は、消費税等を含まない、いわゆる税抜き経理によるものでございます。

まず、1 の営業収益 1 億 5,106 万 5,000 円から 2 の営業費用 6 億 1,878 万 2,000 円を差し引きま

した営業損失が一番右側の列の中段、4億6,771万7,000円となります。

その金額に一般会計からの負担金等を含んだ3の営業外収益5億6,758万3,000円を加え、さらに4の営業外費用8,508万7,000円を差し引いた右側の列の中段にあります1,477万8,000円が経常利益となります。

この経常利益から5の特別利益667万1,000円を加え、6の特別損失206万8,000円を差し引いた下から2番目の1,938万1,000円が当年度純利益であり、当年度未処分利益剰余金となります。

続く4ページには、資本剰余金と利益剰余金が年度内にどのように増減、変動したかの内容を示す剰余金計算書でございます。

次の5ページの令和6年度神戸町下水道事業剰余金処分計算書、一番右側の列、未処分利益剰余金1,938万1,000円につきましては、繰越利益剰余金といたします。

次に、6ページには現金・預金の収入・支出、すなわち資金の流れを表しますキャッシュ・フロー計算書で1の業務活動、2の投資活動、3の財務活動の3つの区分に分け、それぞれ表示してございます。

次に、7ページ、8ページをお願いいたします。

年度末の下水道事業が保有する全ての資産、負債及び資本を総括的に表示した貸借対照表でございます。ここでの金額も消費税等を含まない税抜き経理によるものでございます。

まず、7ページの資産の部分では、1の固定資産、右側の列の中段にあります固定資産合計149億2,994万2,000円と、2の流動資産、右側の列の中段やや下にあります流動資産合計の3億7,957万2,000円を合わせた資産合計は、右側の列の二重線部分の153億951万5,000円となります。

7ページ下段の負債の部では、3の固定負債の合計は、最下段の60億9,308万1,000円で、8ページ、4の流動負債合計は6億16万3,000円で、5の繰延収益の合計は81億1,392万1,000円であり、固定負債、流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は、右側の列の中段、二重線部の148億716万6,000円となります。

また、資本の部では、6の資本金と7の剰余金を合わせた資本合計が下から2段目にあります5億234万8,000円となります。

したがいまして、負債資本の合計は、右側の列の一番下、二重線部にあります153億951万5,000円となり、先ほど御説明いたしました7ページの資産合計と一致いたしております。

次の9ページの注記表、10ページ以降の附属書類につきましては、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

この下水道事業会計につきましても、先月、大場、鈴木両監査委員の決算審査を受け、意見書をいただいておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上、議第66号の説明とさせていただきます。

以上が本日提出させていただきました全17議案でございます。詳細につきましては、各常任委員会におきまして担当部課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、提案説明を終わります。

---

#### 議第60号から議第66号までについて（委員会付託）

○議長（宮川一美君） お諮りします。ただいま議題となっております議第60号、議第65号、議第66号の3議案については総務建設常任委員会に、議第61号から議第64号までの4議案については民生文教常任委員会にそれぞれ付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第60号 令和6年度神戸町一般会計歳入歳出決算の認定について、議第65号 令和6年度神戸町水道事業会計決算の認定について、議第66号 令和6年度神戸町下水道事業会計決算の認定について、以上3議案は総務建設常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議第61号 令和6年度神戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議第62号 令和6年度神戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議第63号 令和6年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第64号 令和6年度神戸町学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上4議案は民生文教常任委員会に付託することに決定しました。

---

○議長（宮川一美君） お諮りします。議案精読並びに委員会審査のため、9月2日から9日までの8日間、休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、9月2日から9日までの8日間、休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。大変御苦労さまでございました。

午前11時37分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和7年9月1日

議会議長 宮川一美

署名議員 林利雄

署名議員 西脇博文

令和 7 年 第 7 回 神戸町議会定例会

( 第 2 号 )

令和 7 年 9 月 10 日 ( 水曜日 )

## 議事日程（第2号）

令和7年9月10日（水曜日）午前9時30分開議

### 日程第1 一般質問

#### 出席議員（10名）

議長	宮川一美君	副議長	大場光晴君
1番	深貝仁則君	3番	宮嶋健太郎君
4番	小川榮一君	5番	西脇博文君
6番	林利雄君	7番	宮嶋三郎君
8番	飯沼満君	10番	鈴木愛子君

#### 欠席議員（なし）

#### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

町長	藤井弘之君	副町長	金指義樹君
教育長	岡田勝彦君	総務部長兼 総務課長兼 危機管理監	河出真志君
民生部長兼 健康福祉課長	石原宏一君	産業建設部長兼 産業環境課長兼 企業誘致推進室長	土屋典生君
教育委員会 調整監兼 生涯学習課長	小野健君	会計管理者兼 税務課長	佐藤森行君
まちづくり 戦略課長	和藤潤司君	住民保険課長	末村春美君
子ども家庭課長	名和功二君	建設課長	堀智君
上下水道課長	山崎裕之君	教育課長	野下あゆみ君

#### 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	竹下政文	書記	早野有香
--------	------	----	------

○議長（宮川一美君） おはようございます。

今日は議会一般質問でございまして、4人の質問者がございますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

---

### 一般質問

○議長（宮川一美君） 日程第1、一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次お願いをいたします。

6番 林 利雄君。

○6番（林 利雄君） おはようございます。

ただいま議長からお許しをいただきましたので、6番 林 利雄でございます。通告してございます質問内容につきまして質問をさせていただきますが、その前に一言。

夏というものは大変暑いに決まっておりますが、町長が開会日に申されました。今年は異常気象、そんなふうに言われるような年でございましたが、8月10日、11日にかけて九州地方では線状降水帯、これにより幾度となくゲリラ豪雨が起き、大雨が降り河川が氾濫し、幾度となくそのゲリラ豪雨によりまちの中も冠水をして川が流れているかのような状態となり、地区によっては土砂崩れが起きて家が倒壊し、お亡くなりになられたというような報道がされておりました。

このことにつきまして、お亡くなりになられました方につきましては心から御冥福をお祈り申し上げ、そしてまたそのようなことで家をなくされた、いろんなことがございましたが、関係に遭われました方々にはお見舞いを申し上げまして、これより質問に入らせていただきます。

今回の質問でございますが、大きなタイトルといたしましては、子育て世代の方に安心できる助成をしてはという問題でございます。

2022年以降、日本では急速に物価の高騰が顕著になっており、その原因や背景にはいろいろな諸説がございますが、不安なく暮らしていくために国では様々な施策を考えておられます。国は国として、そしてまた神戸町は神戸町としての対応策を急いで考えていく必要があると私は思います。年金でお暮らしをいただいている方も、そしてまた若い子育て世代の方も本当に困っており、SOSを発信されております。中でも、子育てをしておられる方から身につまされるような御意見やお言葉を聞いております。仕事に行っても報道のように賃金は上がってこないし、まだまだ先が望めない。そんな声や、物価はどんどん上がっていき、何かを買おうとしても値段が高くて思ったような買物ができないといった声などをよく聞きます。

そこで今回は、先ほど申し上げました子育て世代の方に安心できる助成をしてはについて、次の2項目について質問させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

1項目めといたしましては、先ほども申し上げました物価高騰のおりを受けまして苦しんでおられる子育て世代の御家庭が多いように見受けられますが、我が町では子育て世代の方に対しまして、他市町には負けない多岐にわたる助成金等の支給や支援をされておりますが、ほかの自治体でも様々な取組をされております。

神戸町の支援や、そして助成をしている一例を申し上げますと、皆様方は御存じだと思いますが、このガイドブック、これを見ますと、目次を入れますと42ページにわたり詳細に記載をされております。

1つ目に、妊婦支援金給付金ですが、母子手帳交付の際に1回目として5万円給付をされる。同時に、胎児に対しまして5万円の給付をされる。

2つ目には、もうすぐパパママ準備金といたしまして、妊娠後期であります7か月から8か月頃を迎えた妊婦に対しまして、2回目として5万円が給付されます。

3つ目には、第2子以降のお子様を出産した母親に対しまして、今申し上げました1つ目、2つ目以降に出産育児金として10万円、4つ目にははいはいベビー券で、出生届と同時に受け付けて1,000円の商品券、これを50枚、いわゆる5万円。また、この券に関しましては、転入をされてこられましても1歳までのお子様がお見えになる場合は同様のベビー券が発行されます。

そして5つ目、高等学校就学準備等支援金として、中学校3年生の保護者、この方たちに3万円の支援をしております。

ほかにも、高校生世代までの医療費の無料化や、幼稚園、さらには中学生までの給食費の無償化。この事業は年間約1億2,000万円ほど支出をしておりますが、今申し上げました神戸町では、家計に優しい手厚い支援や多岐にわたる助成金など多くのサービス事業が展開されておりますが、お聞きしたいこととしましては、西濃の11市町のうち、神戸町と大垣市、海津市を除く、安八町、輪之内町、垂井町、関ヶ原町、養老町、ほか揖斐郡3町の8町のうち6町で小学校入学時、そしてまた中学校入学時にお祝いとして、自治体によって異なってはおりますが、1万円から多い自治体では5万円の現金、もしくは商品券を配付しております。

ほか、県内でも多くの自治体でこのような支給をされておるようでございますが、そういうことを踏まえまして、神戸町の人口ピラミッド、これを見ますと、来年、令和8年、中学校に入学される方は169人、同じく小学校に入学される方は118人。6年間で51人の減少となるわけでございますが、先ほど申し上げましたように西濃でも支給されておられる自治体が6町あるということも踏まえ、神戸町でもお祝い金、できれば神戸町内で利用ができる商品券でも構い

ませんが、支給される考えはないかお尋ねいたします。

続きまして、2項目めといたしまして、現在、神戸町では高校生世代の方に対しまして、公共交通機関全般、養老鉄道、名阪近鉄バス、JRなど、通学定期券の購入に対しまして高校生世代通学定期券購入助成制度を行っていただいております。

この制度が導入されましたのは今から4年前の2021年4月1日からで、当時は養老鉄道と名阪近鉄バスのみが対象でした。2022年、令和4年4月1日からは交通機関全般、この全般にわたってこういう助成金制度が利用できるように拡大されました。申請の手続もオンラインで申請ができるといった、簡単で大変ありがたい制度でございます。まずは令和6年度、昨年ですが、助成をされた件数、金額、内容と実績はどのようにになっているのかお尋ねしたい。

言うまでもなく、この助成制度はお子様を持っておられる御家庭にとっては大変ありがたく有効な制度であると思います。その一方で、高校生世代の方の御家庭も大変ですが、それ以上に経済的負担が大きいであろう4年制大学、短大、専門学校、予備校など、大学生世代と言われる方の御家庭でもあると思います。

岐阜県の調査によりますと、岐阜県の大学進学率は4年大学、短大、専門学校、予備校などに進学される方は約7割お見えになるとデータに示されております。現在、神戸町の19歳から22歳までの方は770人おられます。そのうちの7割といたしますと約540人が進学をされると予想されますが、定期券の購入助成制度を高校生の御家庭だけではなく、大学に進学された御家庭も対象に同様の定期券購入助成制度を拡大するお考えはないかをお尋ねします。

以上、1項目め及び2項目めを通して、これから神戸町を担ってくれるであろう大切なお子様や物価高騰で苦しんでおられるお子様、子育てをされる世代の方々が安心して神戸町でお過ごしいただくためにも、令和8年度新年度予算の策定は間もなく入られると思いますので今ならまだ間に合うのではないかなど、こんなふうにも思いますが、それらのことも踏まえて子育て世代の方々に喜んでいただける御答弁を、町長、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮川一美君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） おはようございます。

本日は、4人の議員さんから一般質問を頂戴いたしております。発言順位に従いまして、順次お答えを申し上げます。

初めに、林議員の御質問の子育て世代の方に安心できる助成をしてはの第1点目、小・中学校に入学する年にお祝い金を支給する考えはないかでございますが、現在、神戸町では子育て世帯の負担を軽減するため、ただいま林議員さんが御紹介いただきましたように様々な支援策を実施しております。

その一例を挙げますと、町独自の支援策として、県内でもいち早く3歳児以上の幼児園児を

はじめ、小・中学校の全ての児童・生徒に対し給食費の完全無償化を実施しております。これは予算ベースになりますが、年間で小学生では1児童当たり5万5,000円、中学生では6万6,000円の保護者の経済的負担の軽減を図っているところでございます。

他方、国の就学援助制度を活用して、就学に必要な費用負担が困難な御家庭に対しては学用品費などの支援を行っております。

さらに、令和5年度から県の補助金を活用した高等学校就学準備等支援金を実施し、中学卒業時の生徒1人につき3万円を支給しており、進学や就職に必要な準備費用などの負担軽減につなげております。

御質問の小・中学校入学時のお祝い金の支給につきましては、他市町の取組状況を参考にしつつ、財政負担を考慮しながらより一層の子育てしやすい環境づくりに向け、今後、調査・研究いたし、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、御質問の第2点目、令和6年度における高校生世代の通学定期券購入助成事業の実績と、この制度を大学生等まで拡大する考えについてでございます。

林議員お説のように、この助成制度は令和3年度から高校生世代の通学費負担を軽減するため、養老鉄道と名阪近鉄バスに限定し通学定期券の購入経費の3分の1の助成をすることでスタートをいたしました。その後、令和4年度には制度の拡充を進め、全ての公共機関に対象を広げる中、助成額の上限を6万円と定めております。

さて、令和6年度の実績といたしましては、延べで390件の申請がありまして、実人数では204の方に対して総額で455万9,600円の助成額となっております。

次に、議員御提案の助成対象者の拡大につきましては、神戸町において、大学、短期大学、専門学校等、以下、大学等と申しますけれども、議員お説のとおり、このところ高校を卒業すると相当数の方が大学等に進学されます。その中には、自宅から遠方の大学に通う学生の方もお見えになり、助成上限額である6万円が支給対象となる人数も相当数見込まれることから、現在の制度を維持したままでの対象者枠の拡充は財政的な負担が大きくなることが予想されます。

修学のための大学等に通う御家庭における経済的な負担は大きく、子育て支援の観点からもこのような家庭への支援は重要であるということは認識しております。しかしながら、まずは現行の制度をしっかりと維持することが大切でありまして、大学等に通われる方々への制度拡充につきましては今後様々な角度から研究してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上、林議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

[6番議員挙手]

○議長（宮川一美君） 林 利雄君。

○6番（林 利雄君） 御丁寧な御答弁、ありがとうございました。

それでは、ただいまの御答弁に対しましての再質問をさせていただきます。

初めに、第1項目め、小・中学校入学時のお祝い金ですが、御答弁で、他市町の取組を参考にして、今後調査・研究して検討してまいりたいという御答弁でしたが、先ほど私が申し上げましたように西濃では6町が実施されておるということを踏まえていただき、頭の片隅にでも入れておいていただければと思っております。

確かに神戸町では先ほども言いましたが、町長も言われましたとおり、中学生までの給食費の無償化、高校生世代までの医療費の無料化、様々な支援策を実施されていることは私も承知をいたしております。

町長から言されました就学援助助成制度でございますが、これは特に経済的な理由によるということで、小・中学校に通学される方の就学に必要な費用の負担が困難な方ということで限定されております。

そして、支給金額も決まっておりますが、これは入学準備金、学用品、通学用品、修学旅行費、校外活動での日帰りと宿泊に分けた支給をしていただいておりますが、この制度でございますが、これは教育委員会が認定をした方だけということでございますので、今まで見ておりますと、ほんの一部の方のみが対象となっておるだけでございます。

小学校にしても、特に中学生になりますと、新たに学校に行くとなれば制服をはじめ、幾つもの学用品等々を購入しなければならないということから、大きな経済的負担になっていくと、こんなふうに思っております。

単によその自治体、ほかの自治体で、今申し上げましたこの西濃の神戸町を除く8町のうちの6町で助成をしているから神戸町でもやっていただきたいという、そういう安易な気持ちではありません。冒頭に申し上げましたように、子育てをする御家庭からSOSが発信されております。そういうことを今回の質問にさせていただいていることを町としてもしっかり認識をしていただきたいと、こんなふうに思います。

ですので、最初に御答弁をいただきましたが、今後の検討課題と言われましたので、実施の方向に向かってもらえる可能性があるものと私は勝手に理解をしておきますので、よろしくお願いいたします。

そして、来年の入学時、先ほどもうすぐ予算を組みますがということでお願いをしましたが、どうしても来年は無理ということであれば早急に深く考えていただき、物価高騰の今だからこそ子育て世代の方々に心から喜んでいただける、そういうことを質問者として、また町民の代弁者といたしまして申し添えておきます。

次に、2項目めでございますが、公共交通機関の利用は456万円、利用者は204人ということございました。

高校世代の方でございますが、高校生世代の方はこの204人の何割くらいの方になりますか、お尋ねをいたします。

○議長（宮川一美君） まちづくり戦略課長 和藤潤司君。

○まちづくり戦略課長（和藤潤司君） 林議員の御質問にお答えさせていただきます。

支給割合についての御質問でございます。対象となる高校生世代、約470人ほどお見えになるというふうに把握しております、計算いたしますと約4割くらいの方に助成をさせていただいておるという計算になります。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（宮川一美君） 林 利雄君。

○6番（林 利雄君） ありがとうございました。

4割くらいということでございますので、3学年の合計が470人、そのうちの204人になると  
いう計算でございますが、これは私が思っていたよりも多くの方々に御利用をいただきおる  
ということでうれしく思いますが、申請漏れがないようにしっかりとPRを含めて皆様方にその  
ことをお届けいただきたいと思っております。

さて、この助成事業でございますが、その高校生世代の方を対象の制度といたしております  
が、遠くの私立中学にも通っておられるお子様がお見えになるようございますが、そういう  
方も対象にされてはいかがかと思いますがどうでしょうか。

○議長（宮川一美君） まちづくり戦略課長 和藤潤司君。

○まちづくり戦略課長（和藤潤司君） 林議員の御質問にお答えさせていただきます。

遠方の私立中学に通ってみえる方も助成の対象にという御提案でございますが、公共交通機  
関を利用している、毎日利用しているという点では同じでございます。しかしながら、町長の  
答弁にもございましたとおり、まずは現行の制度をしっかりと維持させていただきたいという  
ふうに思っております。

支援につきましては、今後も様々な角度から十分研究をさせていただきたいというふうに思  
っております。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（宮川一美君） 林 利雄君。

○6番（林 利雄君） ありがとうございました。

現状の維持という言葉を述べられてしましましたが、大変寂しく思います。

早急にこの件に関しましても検討をしていただきますようにお願いをしておきますので、町

長、よろしくお願ひいたします。

次に、大学生世代の方についても定期券購入制度の拡充の件でございますが、これも十分に検討します、研究してまいりますということでございましたので、私は前向きに研究、検討されるものと思い、この件に関しましても可能性があるのかな、こんなふうに思っておりますことをお伝えしておきます。

ただ、気になることといたしまして、対象者が全員になりますと、町長が言われましたように相当額の負担が必要でございます。

財政的な負担が大きくなることは理解できますので無理は言いませんが、例えば大学に進学されるときは、たくさんの方ではありますが、例えばその中の1年生といいますか、1回生だけとか、あるいは養老鉄道の存続に向けて養老鉄道だけとか、そしてまた助成金額上限6万円でございましたがその金額を大学生については下げるとか、方法は幾つもあると思います。町長、よろしくお願ひいたします。

今お聞きしました昨年度の公共交通機関全般の助成額でございますが、456万円、助成人数は204人ということでしたので4割、1人当たりに直しますと約2万2,400円。養老鉄道と名阪近鉄バス、助成者数と助成額、そして同じくJRとほかの公共交通機関を利用されている助成者数と助成金はどれくらいであったかお尋ねをいたします。

○議長（宮川一美君） まちづくり戦略課長 和藤潤司君。

○まちづくり戦略課長（和藤潤司君） 林議員の御質問にお答えさせていただきます。

令和6年度の養老鉄道と名阪近鉄バスの利用者の助成金額と人数ということで、まず養老鉄道と名阪近鉄バスの利用者に対する助成は183人に対しまして347万6,100円を助成しております。

それ以外、養老鉄道と名阪近鉄バス以外、例えばJRや地下鉄、岐阜バスなどの利用者に対する助成といたしましては21人に対しまして108万3,500円を助成いたしました。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（宮川一美君） 林 利雄君。

○6番（林 利雄君） ありがとうございました。

今お聞きになりましたが、私も私なりに調べてまいりました。

少し掘り下げて説明をさせていただきたいと思いますが、養老鉄道と名阪近鉄バスの場合は183人イコール38%、高校生世代の方3学年合わせて183人ですので1学年は当然61人ですので、61人で116万円の給付となります。1人当たりに直しますと、これは1万9,000円に落ちてまいります。

1回目の質問のときに申し上げましたが、対象年齢大学生770人のうち、大学に行かれるであろうという方は540人のうち1学年約135人といたしまして、今の計算方法からいきますと1万9,000円掛ける135人のうちの38%、52人として98万8,000円の支出になります。

また、JR等ほかの交通機関を利用した場合は全部で21人、108万円の給付ということでございますので4.3%。1学年に直しますと、先ほどの7人で36万円で1人当たり5万1,500円、限度額より少ないわけでございますが、大学に行かれるであろう540人のうち、1学年135人といたしまして5万1,500円の135人の4.3%、約6人としまして30万9,000円となります。合わせますと、公共交通機関全般で131万5,000円になります。この額が1年間で1年生だけとした場合、必要となります。

今申し上げましたのは、高校生世代の方の1学年を想定した試算でございます。

大学生に置き換えるだけと申しますか、大学生になりますと恐らくJRほか岐阜バス、名鉄電車、あるいは名古屋まで通われる方は地下鉄にも乗られると思いますので、給付金も多少加算されると思います。そして、加算する必要もあると思いますが、そのところもよく考えていただきたいと思います。

そして、多くの子育ての方々に神戸町に住んでいてよかったですと思っていただけるというより、本当によかったですと思っていただけるようになると思いますので、町長、答弁は要りませんが、私が今るる申し上げましたそのことを参考材料にしていただければうれしく思いますが、これから神戸町を担ってくれるであろう大切なお子様であります。そして、神戸町の宝でもございます。

物価高騰の今だからこそ、先ほど申し上げましたSOSを発信されておられる家庭が大変多いようでございます。子育て世代の方々が少しでも安心して気持ちにゆとりを持てる、そんな神戸町でお過ごしをいただくためにも、神戸町にとりまして大変大きな予算が必要になりますが、2項目とも早急に取り組んでいただけることを心から御期待を申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮川一美君） 林 利雄君の質問を終わり、3番 宮嶋健太郎君。

○3番（宮嶋健太郎君） 議席番号3 宮嶋健太郎です。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

今回は、昨今の災害を踏まえた当町の防災対策について、そしてまちづくり活動の支援についての2点についてお尋ねいたします。

大問1. 昨今の災害を踏まえた当町の防災対策について。

まず第1に、防災についてお尋ねいたします。

愛知、岐阜、三重、静岡4県で10人が犠牲になり、約7万棟の家屋が浸水被害を受けた2000

年の東海豪雨から今月9月11日で25年となりました。2019年10月の台風19号では、長野市の北陸新幹線車両センターが千曲川の氾濫により約4メートル浸水し、JRが運用する合計10編成、120両が水没した光景を忘れることができません。

ここ数年、全国で想定していないような場所、規模で豪雨や洪水といった災害が立て続けに発生しております。昨年8月29日から9月1日にかけては、台風10号による大雨の影響で神戸町を含む西濃地方で河川の氾濫が発生しました。これを受け、神戸町では避難所が開設されるなど、防災対応が行われました。

こういった災害は決して他人事ではなく、私たちの住む神戸町でどの地区でも起こり得るものだと強く感じております。

今年も、先月8月、九州地方で記録的な豪雨が発生しました。短時間で猛烈な雨が降り、避難が間に合わず、貴い命が失われました。このニュースに接しながら、もし神戸町で同じような事態が起きたらどうなるのか、強い危機感を抱いたところであります。

例えば、夜中に川の水位が一気に上がったとき、車椅子の方や小さなお子さんを抱える家庭は果たして安全に避難できるでしょうか。また、避難所に入った後も安心して過ごせる環境は整っているでしょうか。

こうした問題意識を持ちまして、以下の点をお伺いいたします。

(1)まず、避難所のトイレについてであります。

災害時の避難所での生活は、食事や水と同じぐらいトイレの環境が大切であります。しかし、実際にはトイレが不足して利用を我慢し、健康被害につながる事例が全国で報告されています。

特に、高齢者や女性、小さなお子さんにとっては切実な問題であります。トイレがないから避難所に行きたくないという声も現実にあります。

毎年、神戸町議会全員で研修に行く全国市町村国際文化研究所、通称JIAMで防災と議員の役割というテーマの研修が本年4月に実施され、受講してまいりました。その中で、能登半島地震の避難所におけるトイレの惨状を写真で見ることができました。現場の支援者の方の苛酷な生の声も聞きました。

実際に支援に行った神戸町の職員の方々も、大規模災害時における避難所の実情を見てこられたと思います。令和6年1月の能登半島地震の後、避難所のトイレ不足が叫ばれるようになり、同年3月議会でも私や同僚議員が当町の避難所トイレ問題の解消について質問をいたしました。

さて、昨月8月18日、中日新聞記事によると、共同通信社の調査で避難所が国の基準を満たしていない自治体が全国の半数近くに上るという結果が発表されました。そこで、当町の避難所におけるトイレの現状はどうなっているのかお尋ねいたします。

(2)、次に、避難所の空調整備についてです。

猛暑の夏や厳しい冬の寒さ、こうした環境の中での避難生活は心身に大きな負担となります。とりわけ、熱中症は命に直結する危険があります。

酷暑とも言える近年の夏の暑さに対応して、当町では昨年度は神戸小学校、そして今年度は下宮小学校の体育館にエアコン設備を設置しております。今後も、順次ほかの小・中学校に設置する予定と聞いております。

近年、平時には学校や公共施設で活用し、災害時にはすぐに避難所に設置できる移動式エアコンを導入している自治体もございます。群馬県の千代田町をはじめとして、全国約120自治体、約1,500台が令和7年6月の時点で導入され、平時と災害時の熱中症対策に対応しております。

当町は、財政的な観点から年度ごとに学校体育館にエアコンを設置しているものと理解しておりますが、公平性という観点からもこのような移動式エアコンの導入を検討して、未設置の施設での対応をしてはと考えますが、いかがでしょうか。

(3)洪水を想定した避難訓練についてです。

コロナ禍でここ数年、住民が集まる訓練は難しかったものの、実際に避難訓練をすることで初めて分かる課題は数多くあります。

避難訓練をした地域で、ある高齢の方から、訓練に出て自分1人では避難ができないことに気づいた。だから近所の方に声をかけておこうと思ったとのお話を伺いました。こうした気づきは、机上の計画だけでは得られないものであります。

また、埼玉県立大学地域産官学連携センターの調べによると、避難訓練が避難行動に与える効果は非常に大きく、避難訓練に参加経験がある人はない人に比べ約2倍のオッズで避難することが報告されております。百聞は一見にしかずではありませんが、100回考えるより1回訓練するほうが役に立つこともございます。

私は、議員となった当初から洪水対応で多くの方が集まる避難訓練を提案してまいりました。年々災害の激甚化、洪水が当町のどこにおいても起こり得るという環境になり、以前の一般質問において前向きに検討する旨の回答をいただきました。しかし、それからコロナ禍となってしまい、多くの人が集まる形での開催が難しくなり、現在行われている防災リーダー向けの図上訓練になったものと理解しております。

コロナ禍も明け、図上訓練も区切りのついたところで、本町でも洪水を想定した多くの住民が参加する避難訓練を実施してはどうでしょうか。

(4)防災とDXの連携についてであります。

災害時には、どこに何がどれだけ残っているのかを迅速に把握できることが重要です。

最近では、防災備蓄品をシステムで一元管理し、役場と地域で共有する取組も進んでおります。

大垣市の危機管理課にお聞きしたところ、近年、防災とDXを連動させた取組をされてきたとのことでした。避難所での受付支援のシステムや、コロナ禍におけるデジタル避難訓練、防災備蓄管理システム等になります。その中で、私は特に防災備蓄管理システムが当町でも導入できないかと感じました。役場の管理する備品はもちろん把握されていると思いますが、このシステムを使うことで自治会など役場以外の備蓄状況も把握でき、廃棄ロスの解消や管理の効率化、有事における備蓄品の全量把握ができます。

本町においても、自治会と連携した備蓄管理のDX化を検討してはどうでしょうか。

大問2．まちづくり活動の支援についてに移ります。

本町のまちづくり活動助成金制度は、今年で3年目を迎えました。地域の皆さんが高いやアイデアを形にする大変意義のある制度だと感じております。

(1)、まず、この3年の実績についてお伺いします。

昨日、町の広報8月号で、今年度、まちづくり活動助成金交付団体の紹介がありました。

スタートアップ支援部門では水兼川ホタル保存会、ステップアップ支援部門では和太鼓ユニットのTRY、子ども食堂のこもれび、サードステージ、れんげテラス、子供の居場所づくりでおおきなての計6団体が交付決定されました。

町としてこの3年間をどのように評価しているのかお伺いいたします。

(2)今後の支援についてです。

制度の仕組み上、本年が3年目で、来年度から助成対象から外れる団体も出てまいります。

まちづくり活動助成金制度は市民活動の立ち上げや当初の活動を支援する制度であり、最終的に自立を促すものであることは承知しております。しかし、子ども食堂や子供の居場所づくりといった活動は地域の福祉を支える大切な役割を担っています。全国的にもその需要の多さから様々な団体が活動されております。実際に、様々な子ども食堂、子供の居場所を訪ねると、ここに來るのが楽しみと笑顔を見せる子供たちの姿がありました。

一方で、運営者からは、長引く米の不足や物価高で寄附の減少、食材費の高騰、猛暑による空調電気代等経費が上昇して厳しい。人手が足りず、この先続けられるか不安。継続的に活動を実施できる拠点の確保をしたいが見つからない。開催日時の告知が難しく、定期的にPRの支援をしてほしいなどの声を聞いております。

今回、神戸町の団体だけではなく、他市町で長く活動されている団体にも聞き取りをさせていただきました。活動のニーズは高いので担い手の方々の思いで活動を広げていくのですが、金銭的にも人的にも負担が大きく、実際には継続していくのが厳しいという団体も数多く出て

いるとのことです。

このような活動は、町の継続的な支援があつてこそ成り立つものです。これまでの実績を踏まえ、今後も継続的な支援が行える仕組みを検討していただけないでしょうか。

以上、大きく2点について質問させていただきました。町民の安心と安全、そして地域の支え合いを守るために、前向きな答弁をお願いいたします。

○議長（宮川一美君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） 宮嶋健太郎議員からの御質問の第1項目め、昨今の災害を踏まえた神戸町の防災対策についての第1点目、避難所基準におけるトイレ数の現状等でございますが、国は昨年12月に自治体向けの避難所生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針を改定いたしました。

この改定内容は、被災者の権利保護をうたう国際基準であるスフィア基準を新たに取り入れ、災害発生初期段階で50人につき1基のトイレとし、また女性用と男性用の割合は3対1になるよう用意することが新たに明記されました。

神戸町において、各避難所の収容人数からスフィア基準に換算すると170基を用意することとなります。現在、災害用トイレについては、テントつきのトイレや段ボール製の簡易トイレ、ラップ式トイレをはじめ、マンホール型トイレを備蓄しております。さらに福祉避難所には車椅子対応型トイレを各2基保有しております。全体で180基となり、新基準を満たしております。また、最近では既設トイレの便器にビニール袋と凝固剤を活用して使用するなど、災害時のトイレは様々な工夫によって対応できるようになってきております。

いずれにいたしましても、国の基準に沿うよう、トイレも含めて引き続き防災資機材の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、御質問の第2点目、移動式エアコンの導入についてでございます。

避難所の空調設備については、猛暑による熱中症予防、避難所生活のストレス軽減、感染症対策など、避難者の身体的、精神的な健康を守るためにも必要不可欠であります。

神戸町では、避難所である学校体育館の空調設備について、令和6年度には神戸小学校、また今年度は下宮小学校と、順次小学校体育館に設置を進めています。

また、今年度は国の新しい地方経済生活環境創生交付金を活用して指定避難所用にスポットクーラーを32台配置し、さらに暖房機器についても今後導入する予定をしております。こうしたことから、議員お説の移動式エアコン導入については現在のところ考えておりませんので、御理解いただきたいと思います。

次に、御質問の第3点目、洪水を想定した避難訓練の実施についてでございます。

近年、線状降水帯や台風による豪雨の発生が頻発化しており、神戸町におきましても、昨年

の台風10号の接近時には避難指示を発令する事態となりました。

水害発生時における対応については、町総合防災訓練の中で各避難所ごとに災害図上訓練を実施しております。令和5年度には下宮小学校、6年度には南平野小学校及び旧ふれあいセンター、今年度は8月31日に神戸中学校を指定避難所とする地区を対象に実施してきております。

訓練内容は、身近にある河川が氾濫した場合を想定し、避難先やその経路、声かけや避難に支援が必要な人などを地区ごとに話し合い、より具体的かつ実践的なものとなっています。

水害時の避難所は浸水想定区域内にある施設を指定することができないため、地震等の災害とは異なり浸水しない場所でも車等での避難や高層建物への垂直避難など、様々なケースに応じた対応が求められます。そのため、避難行動に関し早めの判断、早めの避難を原則とし、気象情報や河川の状況、避難する時間帯などを考慮し、よりよい状態で避難行動が取れるようと考えております。また、洪水ハザードマップにより事前に防災知識の習得、防災情報の把握をすることは自らが防災行動ができることにつながり、命を守る行動をする上でも大変重要であると考えております。

今後も、各区長様や自主防災組織等の関係者との協議の中で、洪水を想定した訓練につきまして、開催方法、内容を含め、効果的な訓練をしていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、御質問の第4点目、自治会と連携し、備蓄管理のDX化を検討してはどうかについてでございます。

神戸町では、備蓄管理について現在国が提供する新物資システムB-PLOを活用しております。

このシステムは、平時には地方公共団体の物資の備蓄状況を簡便、迅速に管理することができ、また発災時には国、地方公共団体、民間事業者等の間で物資の調達、輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現することができるものです。

議員お説のとおり、最近では備蓄品の数量、消費期限、保管場所などを一元管理できる民間システムを導入し、自治会と連携している自治体があることは承知しております。

町といたしましては、まずは町が管理する備蓄品を踏まえつつ、各自治会が保有する自主防災組織の備蓄品等の現状を正確に把握することが必要であると考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

この質問の第2項目め、まちづくり活動の支援についての第1点目、まちづくり活動助成金の実績とその評価についてでございます。

神戸町では、令和5年度からまちづくりを行うグループによる自主的で公益性のある活動に

対して運営や取組に係る費用の一部を補助するまちづくり活動助成金をスタートいたし、昨年度までに5つの団体に対して助成してまいりました。その内訳は、子ども食堂の運営に3団体、子供居場所づくりに1団体、文化振興に1団体となっております。また、今年度には新たに地域の環境整備、清掃活動を目的とした1つの団体が立ち上がり、助成対象団体として認定したところでございます。

この助成制度は、設立して間もない団体の育成や初動期の金銭的なサポートを目的としていることから、3年を限度としております。助成金がなくなても、自ら寄附を募ったり、民間団体の助成制度を活用するなどして、自立して運営していく体制づくりを求めていきます。

神戸町といたしましては、この助成制度の創設をきっかけに地域課題への解決と住民主体の地域づくりが進められていると感じているところでございまして、町民の皆様のまちづくりへの参画と協働がより一層加速していると実感しているところでございます。

次に、御質問の第2点目、子ども食堂などを運営している団体に対して継続的な支援についてでございます。

現在運用しているまちづくり活動助成金制度の要件や助成期間等を見直す考えは、現在のところございません。しかしながら、福祉的な要素の強い子ども食堂や居場所づくりなどの運営については、行政として一定の支援は必要であると考えております。

さらには、こうした運営団体は昨今の物価高騰の影響を大きく受けしており、支援の継続を望む声は、私をはじめ、担当部局のほうにも直接数多く届いております。そのため、既に国や県の補助金等の制度を勘案しながら継続的に支援ができるよう、他市町の助成状況などの情報を集めているところでございます。

今後も、運営される方々の状況等を十分に把握し、適切な支援ができるよう取り組んでまいりますので御理解賜りたいと思います。

以上、宮嶋健太郎議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

[3番議員挙手]

○議長（宮川一美君） 宮嶋健太郎君。

○3番（宮嶋健太郎君） それでは、再質問、意見に移らせていただきます。

まずは、大問1. 防災対策について。(1)の、まずは避難所のトイレについてです。

国の基準は満たしているとのことで、まずは一安心いたしました。実際の避難生活で足りるかどうかがこれからの大変な点だと思います。

先ほど、能登半島地震での例を出させていただきましたが、大規模災害においては想定以上の方が避難することがございます。特に、女性や高齢者への配慮が不足しがちになります。

簡易トイレの備蓄を増やすこと、それから先ほど既設トイレの凝固剤対応などということで、

想定外の避難者が出た場合のことも検討されているとは思いますが、設置場所の工夫やプライバシーの確保の観点からも様々な準備もお願ひいたします。

(2) 避難所の空調整備についてです。

私の提案している本格的な移動式エアコンではないものの、スポットクーラーが32台あるということ、それからまた国の交付金で暖房のほうも計画されているということで、それは安心をいたしました。

そのようなものがあると、また計画されているということで、平時からの利用もできると思うのですが、まだ体育館施設にエアコンのない施設を中心に学校などで利用することもできないのでしょうか。

○議長（宮川一美君） 危機管理監 河出真志君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（河出真志君） それでは、今の宮嶋健太郎議員さんの御質問に対して御答弁させていただきます。

先ほど、町長の答弁にもありましたように、今年度は32台のスポットクーラーを導入しております。このスポットクーラーにつきましては、災害時の利用だけではなく、平時の熱中症対策として各学校授業についても有効活用していただくよう、既に学校のほうには通知をしております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（宮川一美君） 宮嶋健太郎君。

○3番（宮嶋健太郎君） 御答弁ありがとうございます。

通知をされているということですけれども、ぜひされているだけではなくて、実際に柔軟な運用がされるようにお願いを申し上げます。

熱中症は命に関わる問題であり、町民の命を守る投資として優先度は高いはずです。大規模災害に備えて、本格的な移動エアコンを含め、試験的に数台からでも導入することを含め、御検討をお願いいたします。

引き続き、(3)洪水を想定した避難訓練についてです。

こちらに関しては、多くの人が集まれないコロナ禍においては小規模な取組も非常に大切だと思ったと思います。しかし、やはり町全体で洪水の恐ろしさを実感する機会が必要だと思います。しかし、なかなか避難訓練だけで多くの人に集まつていただくのは難しいのではと私も思っております。

そのような現状で、校下一斉ラジオ体操など、多くの人が集まる現状の機会を捉えて住民が参加しやすい形での開催を検討いただければと思っております。

なお、先月8月30、31日には町立図書館において防災フェアが実施され、お子さん連れの御

家族が防災に関する図書、避難所資機材、それから防災食の展示や減災教室トランプ、または防災塗り絵など、お子さんも楽しめる形で啓発活動をされていました。

住民参加型の防災イベントとして、神F e s !など、多くの方が集まる機会にブースを設けて展示や体験などを行ってはと思いますが、今後そのようなことを検討してはいかがでしょうか。

○議長（宮川一美君） 危機管理監 河出真志君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（河出真志君） それでは、宮嶋健太郎議員の御質問に対し御答弁させていただきます。

町としましては、住民への防災に対する安全知識の普及啓発については大変重要であると考えております。

今後も、各種イベントなど、あらゆる機会を通じまして普及啓発していきたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

[3番議員挙手]

○議長（宮川一美君） 宮嶋健太郎君。

○3番（宮嶋健太郎君） ありがとうございます。

この前、今年は議会全体でも視察に福知山に参りました。その中で、車中泊イベントなど、家族で楽しめる形でそのようなイベントを開催している研修も受けました。

ぜひ、今後無理なく多くの方が防災意識を高める取組をお願いしたいと思います。

それでは、(4)防災とDXの連携についてです。

自治会との連携をDXを用いて行うという提案をさせていただきました。御答弁の中で、DXはさておき、まずは自治会と連携して役場がその備品など、資機材などを役場が把握するということがまずは第一歩ではあると思います。こちらのほうをまずは進めていただきますようお願い申し上げます。その上で、次のステージとしましては、役場、自治会、双方向に見える化が可能なDX化も御検討いただきたいと思います。

当町が進めているごうど情報アプリでは、来年1月から地区ごとの情報もアプリから得られるということで、防災無線からだけでなく、いつでもどこでも地区ごとの情報が得られるようになり、利便性が上がることとなると思います。これからも、様々な形で、より便利な形で皆が情報を得られるよう御尽力いただければと思います。

当町は、本年5月、静岡県清水町との災害時相互応援協定の締結や、7月にはNPO法人Vネットとの災害時の入浴支援等に関する協定締結等、様々な手を打たれていることだと思います。

お隣の大垣市では、昨年度の災害を受け、災害時の活動拠点の一つとして多目的車両の導入や土のうステーションの設置もされることです。

災害対策は、地域の方々の命を守る非常に大切な投資になります。自分のまちは大丈夫という正常化の偏見、正常化バイアスと呼ばれる状態にならないよう、災害という非日常に備え、様々な手を打っていただきたく思います。

それでは、大問2．まちづくり活動の支援についての(1)3年間の実績評価でございます。

谷村前町長のときに、町民と役場職員との協働の取組である神チャレンジプロジェクトが始まりました。その次の段階として、町民の自発的な活動を支援する本制度が誕生したものと思っております。実際に、この制度ができたことによって活動が開始できた団体もあることと思っております。現在多くの団体が利用し、着実に成果を上げていると、私も非常に評価をしております。

これからも継続的な支援、(2)についてでございますが、助成金制度の変更自体は考えていないが、この3年間でどのような活動も支援を終わりにするのではなく、活動の性格に応じて柔軟に支援を継続するとのお考えを聞き、安堵をいたしました。ありがとうございます。

子ども食堂や子供の居場所のように、町民の生活に直結する活動は公共サービスの一部と考えて支援することが大切ではないかと考えております。

実際、神戸町で活動する子ども食堂や子供の居場所の団体にヒアリングしたところ、資金的問題の次に切実なのは拠点の確保ではないかと感じました。以前は地域の公民館で実施したが継続的な実施はできず、場所を移されているという団体のお話も聞いております。また、現在すばらしい場所を借りて実施しているが、いつまで借りられるのか分からぬという団体もあるとのことです。

前回6月の一般質問において、私は空き家の利活用について質問させていただきました。地域を回っている中でも、非常に多くの空き家に出会います。しかし、中にはすばらしい状態であってもほとんど使っていない空き家も多数存在しています。そのような空き家の利活用が進めば、まちづくり活動の拠点づくりの問題は解決するのではないかでしょうか。

担当課をまたいでの取組とはなるかもしれません、そのような拠点となり得る場所の情報提供や、空き家をまちづくり活動に利用いただける場合の補助なども将来的に検討いただきたいと思っております。

本年7月には、待望の児童館も完成しました。現在は、児童館内で子ども食堂などの開催ができない状態と聞いておりますが、こんな夢を語ってくださる方がいらっしゃいました。

今までの3団体に加え、もう一団体ができて、各小学校区で子ども食堂が定期的に実施できるという夢。さらに各団体が月に1度ずつ児童館で子ども食堂を実施し、児童館では毎週子ども食堂が開催されるというような夢。私は、これらが実現できたらすばらしいと思いました。

今回の質問において、まちづくり活動助成金制度そのものは変更せずに、違った形での継続

支援を考えているとのことでした。ただ、補助金の使途についての制限があつて備品などには充当できないこと、活動を広げようと思っても同一団体の別事業には補助が適用されないなどの声もあり、今後改善の余地もあるように思います。

ぜひ、初年度から採択された団体の支援が終わるこの3年という節目に、交付団体からの声を真摯に受け止め、必要であれば今後の改善を御検討お願いいたします。

また、以前から要望の多く、過去の一般質問でも質問させていただいている件なんですが、今回のヒアリングにおいても定期的なイベントの開催のお知らせを町の広報で扱ってもらえたいかという声をいただきました。

以前の答弁で、このまちづくり活動助成金交付団体については積極的に町広報でも扱う旨の御回答をいただいて、実際に広報で紹介された団体は非常に認知度が高まり、参加者が増えたとの報告を受けております。しかし一方、開催場所の関係で開催が不定期にならざるを得ず、一回一回の開催日を伝えたいがその手段がないという団体からのお声もいただいております。

これは一例ではありますが、お隣大垣市においては、広報の中に1ページ丸々市民伝言板というページがあり、団体の大小に関係なく様々な団体の催し、講座、募集などが自由に掲載されております。

他市町においても同様の事例はたくさんございます。町民が主体となる活動が広がっていることは、本町の大きな財産です。さらにその成果を町民に周知することで、活動への理解と参加が広がると考えます。

ぜひ、次の課題として情報発信の強化を御検討いただきたく、強く要望させていただきます。  
以上、防災対策とまちづくり支援について質問をさせていただきました。

私たちが今ここで議論をしていることは、単なる制度の話でも数字の話でもありません。それは、町民の命をどう守るか、町民と共に未来をどう築くかという大きなテーマです。災害は待ってくれません。備えを先送りにすれば、そのツケは必ず町民の命と生活に返ってきます。だからこそ、町には検討で終わらせずに行動に移す姿勢を強く求めます。小さな改善の積み重ねが大きな安心と信頼を生むのです。

また、まちづくり活動は町民の思いそのものです。子供たちの居場所をつくる人、地域を支える人、その力をどう守り育てていくかが神戸町の将来を決めます。特に、子ども食堂や居場所づくりのように、町の未来を担う子供たちを支える取組は、まさに神戸の宝であります。町はその声をしっかりと受け止め、継続的に支えていただきますようお願い申し上げます。

そして最後に、こうした活動を支えてくださる町民の皆様に、議場からではございますが、心より感謝を申し上げます。

町民の命を守る、町民の夢を支える、そのための施策の実現に向けて、町長をはじめ、執行

部の皆様には力強いリーダーシップをお願いし、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（宮川一美君） 宮嶋健太郎君の質問を終わり、11時まで休憩します。

午前10時40分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（宮川一美君） 休憩を終わり、会議を続けます。

4番 小川榮一君。

○4番（小川榮一君） それでは、議席番号4番 小川榮一。ただいま議長の許可が出ましたので、通告により一般質問をさせていただきます。

今回は2点、資源ごみ回収拠点エコプラザごうどと文化財保護についてです。

まず1点目のエコプラザごうどについてですが、エコプラザごうどは、平成19年に循環型社会の形成を推進するため、資源ごみの直接搬入施設として環境ボランティア団体と行政の協働により運営が開始され、平成21年から現在の中央公民館北側に移転し、多くの方に利用されています。しかし近年、利用者が増え、スペース的にも飽和状態になっております。

そうした中、施設を移転し、来年4月から新しいエコプラザが本格稼働することになりました。

そこでお尋ねします。

1番、移転を機に運営面で大きく変わる点は何でしょうか。

2点目、新しいエコプラザごうどの運用で期待される効果は何でしょうか。

次に、2番目の質問、文化財保護についてです。

神戸町の文化財の理解と保護のため、「神戸町の文化財」という冊子、図録が発行されております。この図録は平成16年版が最新です。この図録から20年以上経過し、この間新たに重要文化財に指定されたものもあります。

そこで、新しい改訂版の図録を発行する時期に来ていると思いますが、その点、どのように考えてみえますか。

以上、エコプラザごうどと文化財保護について御回答をよろしくお願ひいたします。

○議長（宮川一美君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） 小川議員からの御質問の第1項目め、新しいエコプラザごうどについての第1点目、移転を機に運営面で大きく変わる点についてでございますが、現在建設中のエコプラザごうどは、これまでの施設と比べ、まずは格段に床面積が広がること、さらには施設専用の駐車場を有している点等から、移転を機に町民のニーズに応えたより高い利便性と、ボランティア団体が活動しやすいような環境となるよう制度設計を整えてまいりたいと考えております。

ます。

そのため、新年度からの供用開始に向け、設計のときと同様に区長会や環境ボランティア団体等から御意見をお聞きする運営に関するワークショップの第1回目を近日中に開催いたします。この中では、現施設の運営での課題や問題点を洗い出した上で、開館日をはじめ、開館時間等の拡大や、職員や委託業者、ボランティア団体等の運営体制の在り方について御検討いただく予定でございます。

今後はこのワークショップの開催を数回予定しており、頂戴いたしました御意見、御要望等を取りまとめ、議員各位に御協議の上、最終的な運営方針等を決定してまいりたいと考えております。

次に、御質問の第2点目、新しいエコプラザで期待される効果についてでございますけれども、この施設は地域全体で循環型社会に取り組むためのリサイクル拠点施設と考えております。

現在、社会の変化等により廃棄物を取り巻く環境は大きく変化しており、脱炭素社会やSDGsに対応するために廃棄物の発生抑制や再生利用は大変重要な課題となっております。そのため、施設の利便性を高めることで、瓶、缶、ペットボトル、紙類などをこれまで以上に回収することによって、さらなるごみの減量化と資源化を図ってまいります。

加えまして、この施設は環境学習施設としての機能を有することから、地域の方々や子供たちがリサイクルの重要性や資源の有効利用について学ぶ場として広く活用してまいりたいと考えています。

未来の神戸町を担う子供たちに良好な生活環境を引き継ぐためには、より一層の脱炭素社会、循環経済の取組が必要となります。この施設がさらに町民の環境意識を高め、持続可能な社会に向けた具体的な行動を促す一助となることを確信しております。

次の第2項目めの文化財保護についての御質問は、教育長から答弁させていただきます。

○議長（宮川一美君） 教育長 岡田勝彦君。

○教育長（岡田勝彦君） 御質問の第2項目め、「神戸町の文化財」の冊子の改訂版発行についてでございますが、この「神戸町の文化財」は、神戸町内の国・県・町指定の文化財を収録した図録として昭和40年3月に合併10周年を記念して発行され、その後平成5年3月に第2版、平成16年3月に第3版が発行されました。

最後に発行された第3版から現在21年が経過をしており、また第3版の発行以降、議員御指摘のとおり4件の文化財が新たに指定をされ、第3版には現在それらは未掲載でありますので、改訂の必要性があることは承知しております。

教育委員会では、今年度から複数年度の事業として文化財のデジタルアーカイブ事業を進めております。この事業は、文化財の情報を後世に継承するために、神戸町内の文化財の調査と

デジタル記録を行った上で文化財台帳の整理及びデジタルデータ化を行うものです。

御質問のありました図録「神戸町の文化財」につきましては、デジタルアーカイブ事業が終了した後に改訂について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、小川議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

[4番議員挙手]

○議長（宮川一美君） 小川榮一君。

○4番（小川榮一君） ありがとうございました。

それでは、再質問に入りたいと思います。

まず、1点目のエコプラザごうどについてですが、先ほど町長より床面積が広くなり利便性が高まる、それから開館日が増え、時間も長くなるような、そういうお話がありましたけれども、いろんな住民の方からいろいろな御質問を受けますが、その中でエコプラザの開館日が増え、開館時間が長くなると、地区で行われています不燃物回収の辺りはどういうふうになるのかと、あるいは変わらぬのかというような御質問を受けていますが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（宮川一美君） 産業建設部長 土屋典生君。

○産業建設部長兼産業環境課長兼企業誘致推進室長（土屋典生君） 小川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

各地区の不燃ごみ及び資源ごみの収集につきましては、現在のところ従来どおり行い、変更する予定はございません。

[4番議員挙手]

○議長（宮川一美君） 小川榮一君。

○4番（小川榮一君） ありがとうございました。

結構、高齢化社会になりました、新しいエコプラザではどうしても自動車で行かざるを得ないような状況になると思いますけれども、現在のエコプラザの問題で一番大きな問題の一つは、駐車場が狭いということがありまして、車同士の危うく接触とか、車と利用者さんの接触がというようなヒヤリ・ハットが結構多いかなと思います。

新しいエコプラザのほうでは、この来場者の車対策、その辺りはどのように考えておられますでしょうか。

○議長（宮川一美君） 産業建設部長 土屋典生君。

○産業建設部長兼産業環境課長兼企業誘致推進室長（土屋典生君） 小川榮一議員の質問にお答えをさせていただきます。

町長の答弁にございましたとおり、新しいエコプラザは施設専用の駐車場を有しております。現在建設中のエコプラザでございますが、詳細設計の段階から車の入り口と出口を区分しておりまして、一方通行で運営することで場内での事故を極力防止できるよう検討しております。また、駐車場内を区画線で車道と歩行者通路を区分することで安全に資源ごみを持ち込むことができるよう設計で対応をしております。

[4番議員挙手]

○議長（宮川一美君） 小川榮一君。

○4番（小川榮一君） ありがとうございます。

設計段階からそのような御配慮をしていただいて大変ありがたいんですが、まだ実際に始まりますといろんな問題が出ると思いますので、その辺りも含んでいただきまして、車同士とか、あるいは車と利用者さんの接触というようなことがないように御配慮をよろしくお願ひしたいと思います。

それともう一つ、現在のエコプラザで問題点の一つは、動線が非常に複雑でいろんな方向から人が入ってきて、きちんと分別ができないという問題があります。

例えば、空き缶のところに瓶が入っていたりとか、それからプラスチックごみの中に生ごみが入っていたりとか、考えられないことも時々ありますし、そういう状況でスタッフの方、シルバーさんとか、あるいはボランティアの方は本当に緊張しながらいつも立ってみえるんすけれども、そうした中でやはり動線の分かりやすさ、それとこういうごみだよというような、ごみというか、こういう資源ごみだよという、そういうプレートといいましょうか、表記というか、その辺りの対策はどうなっているでしょうか。

○議長（宮川一美君） 産業建設部長 土屋典生君。

○産業建設部長兼産業環境課長兼企業誘致推進室長（土屋典生君） 現在建設しておりますエコプラザごうどは格段に床面積が広くなるということで、動線の確保がスムーズになるようになると思っております。

また、来場者の方には回収箱に、日本語表記などでは分からぬ方もいらっしゃると思いますので、分別が分かりやすいよう、図、写真、ピクトグラムなどを併用することでより分かりやすい分別を行える環境を整えてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

[4番議員挙手]

○議長（宮川一美君） 小川榮一君。

○4番（小川榮一君） ありがとうございました。

最近、外国の方も結構お見えになっておりますので、やっぱり分かりやすいということが大

事だと思いますのでよろしくお願ひいたします。

非常に今の新しいエコプラザ、皆さん期待してみえる方は多いと思います。

特に、スタッフの方はボランティアの方も見えまして、今までとボランティアの位置づけが変わるのでないかということで、その辺り、ボランティアさんに対する対応ですね。先ほどワークショップの話も出ましたけれど、その辺りをもう少し詳しくお願ひいたします。

○議長（宮川一美君） 産業建設部長 土屋典生君。

○産業建設部長兼産業環境課長兼企業誘致推進室長（土屋典生君） 先ほど町長の答弁にもお答えをさせていただいておりますが、施設の運営につきましてはワークショップ等の機会にボランティア団体の方と十分協議をしまして運営体制を整えてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

[4番議員挙手]

○議長（宮川一美君） 小川榮一君。

○4番（小川榮一君） ありがとうございました。よろしくお願ひします。

特に、このエコプラザごうどはボランティアの方が本当に最初に始めていただいて、それからだんだんと現在の形になってきましたので、ボランティアの方の御意見も十分考慮に入れながらいい施設を造っていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

続きまして、2番目の文化財につきましては、今教育長から非常に前向きな御回答をいただきまして、どうもありがとうございました。

もう20年以上たちまして、今4点の新しい指定されたものもあるということですし、それから中には、もうこれは割愛といいましょうか、減らしたほうがいいというような、そういう文化財もあるかなと思いますが、平成5年版の「神戸町の文化財」の冊子の最後の後書きにこのようなことが書いてあります。文化財は、本書に収録されたもののほかに、町のどこかに埋もれているものもあるのではないか。重要な文化財は、一個人、一神社において、あるいは一つのお寺において、家宝とかお寺とか神社の宝とするのではなく、社会の宝であることを理解されて進んで公開されることを希望してやまないということが書かれております。

やはり新しい改訂版を機に町民に広く呼びかけていただきたい、そして神戸町の宝を発掘していただきたいなと思います。

以上で、文化財に対する前向きな御答弁をいただきましたので、ぜひとも前向きに進めたいだときたいなと思いました、私からの質問はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（宮川一美君） 小川榮一君の質問を終わり、10番 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） 10番 鈴木愛子でございます。

議長の許可を得ておりますので、一般質問のほうに入りたいと思います。

それでは、まず第1点目です。異常な猛暑に対応するまちづくり対策についてでございます。

世界的規模での気候変動の影響などを受けて、今年は様々な過去の記録を更新する猛暑が9月に入ってもなお続いております。この暑さは、人間の命と暮らしへの脅威だけでなく、地球の存命に関わる大問題として今その対策が強く求められていると考えるものです。

この厳しい猛暑の気候状況は、今後年々強まることが予想されております。この間、町としてもクーリングシェルターの設置など努力されてきてますが、引き続き可能な限りの対策の強化が必要ではないでしょうか。

(1) この夏の熱中症で救急搬送された方の人数は把握されているのか、お尋ねをします。町としてどのような対策を検討しているのかもあえてお尋ねします。

(2) 子供たちの登下校の暑さ対策として、日傘の貸与、クールネックリングなどの使用を検討してはどうでしょうか。

(3) 災害時の避難所になる体育館のエアコンの設置は急務である。計画を前倒しにして実現できないでしょうか。

大きい2点に移ります。

高校生用タブレットの全額保護者負担の問題と見直しの要請についてです。

8月26日、岐阜県教育委員会は新年度から県立高校入学生のタブレット購入費の全額保護者負担を発表いたしました。理由は、国の交付金で5年前に一括購入した端末が更新期を迎えるが、国の補助がなくなり、県の費用で更新が難しいためと説明をしております。

しかし、この決定は事前に保護者の意見も聞かない一方的な決定だけでなく、今日、異常な物価高に苦しむ保護者にとって、新たな五、六万円から10万円余の負担は耐え難いものであります。さらに今、少子化対策、子育て支援が求められる中で、まさに逆行する流れではないかと考えます。

こうした決定に対して、保護者の方々、関係者の方々が見直しを求める署名活動を開始されています。

そこで質問ですが、(1)全国には県独自に補助している府県もあると聞いており、全県に対して見直しを強く要請すべきだと考えますが、どうでしょうか。

(2) 情勢を見ながら、町独自でも補助の検討をすべきと考えます。どうでしょうか。

以上、大きい2点についてお願ひをいたします。

○議長（宮川一美君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） 鈴木議員からは、異常な猛暑に対応するためのまちづくり対策についての御質問をいただきました。

私のほうからは、第1点目の熱中症で救急搬送された人数、また対策の検討、それと第3点目の災害時の避難所となる体育館のエアコン設置の前倒しということでございます。この2点について御答弁させていただきます。

初めに、第1点目の熱中症で救急搬送された人数とどのような対策をこれから検討していくかについてでございます。

大垣消防組合によると、神戸町において令和7年5月1日から9月3日までの間に熱中症で救急搬送された人数は12名と聞いております。

また、熱中症対策については、昨年7月の全員協議会、並びに今年6月の鈴木議員さんからの一般質問でも答弁させていただきましたけれども、神戸町におきましては改正気候変動適応法の施行に伴いまして、クーリングシェルターとして役場をはじめとする公共施設6施設と御協力いただけた神戸郵便局と下宮郵便局を開放しております。

さらに、町内の企業、店舗などにも協力していただけるよう働きかけるとともに、地域の方々が集まる機会には熱中症対策について周知啓発を行っております。

いずれにいたしましても、まだまだ暑い日が続きます。熱中症は誰にでも起こる可能性がありまして、住民自らが適切な対応をすることにより防ぐことができるため、引き続き熱中症予防についてその啓発に努めてまいります。

次に、御質問の第3点目にあります体育館のエアコン設置を前倒しできないかについてでございます。

神戸町では、近隣市町に先駆けて小学校屋内運動場への空調設置を順次進めております。令和6年度には神戸小学校に、今年度は下宮小学校に設置を行っておりまして、次年度以降も残る南平野小学校、北小学校について順次空調の設置を行う計画としております。

毎年夏の気温上昇が続いておりまして、災害時に避難所となる体育館への空調機器設置については重要度が増していることも十分認識しております。しかしながら、昨年12月の一般質問で鈴木議員から学校体育館のエアコン設置の前倒しについて御質問いただいたますが、このときも御答弁させていただいたとおり、財政面を考慮しつつ、かつ避難所の確保や施設開放の観点から、1校ずつ計画的に空調設置事業を進めるため、現時点では事業を前倒しすることは考えてございません。

なお、この設置につきましては国の補助制度を活用しておりますので、今後も国の補助制度の動向を十分注意して事業を進めてまいりますので、御理解いただきたいと思っております。

なお、第2点目の子供たちへの日傘の関係、クールネットクリンクの使用、それから大きく第2項目めの高校生用タブレットについては教育長から答弁をさせていただきます。

○議長（宮川一美君） 教育長 岡田勝彦君。

○教育長（岡田勝彦君） それでは、私からは2つの御質問について答弁をさせていただきます。

初めに、御質問の第1項目めの第2点目、子供たちへの日傘の貸与、クールネックリングの使用についてでございますが、近年の猛暑に対応するため、神戸町内の学校におきましても日傘の利用、クールネックリングなど首周りを冷やす製品の使用、熱をため込まない服装の選択、登下校前の水分補給など、児童・生徒及び保護者に啓発をし、登下校中の熱中症対策に取り組んでおります。

日傘につきましては、児童・生徒が既に個人で自分で自分に合わせたものを準備して使用したり、また通常使用する雨傘を日差しを和らげる日傘代わりに活用したりしており、必要とする児童・生徒が適切に使用できていると認識をしておりますので、現時点では日傘の貸与については考えておりませんので御理解賜りますようお願ひいたします。

また、クールネックリングにつきましても、既に児童・生徒はそれぞれに機能的な物を着用しております。現在では、様々な冷却対策グッズが販売されており、児童・生徒が家庭の判断で着用しているところです。

今後も引き続き、気候変動による気温の上昇に留意し、適切な熱中症対策に取り組んでまいります。

続きまして、御質問の第2項目め、高校生用タブレットの全額保護者負担の問題についてでございます。

岐阜県教育委員会は、県立高校及び県立特別支援学校高等部で、令和8年度の新入生から個人所有のタブレット端末を利用して授業を行うことをこの8月に発表いたしました。

これは、議員お説のとおり、これまで国の交付金を活用し高校生に対して無償で貸与してきたタブレット端末がこのほど更新時期を迎えるに当たり、国からの支援が見込めない状況となったことによって県が決定をしたことでございます。

のことについては、夏休み明けに対象となる中学校3年生の保護者へ、中学校を通して県教委から周知文書が配付をされたところです。この文書によりますと、詳細については後日岐阜県のホームページで周知されること、購入に当たっては通常より安価に購入できるウェブサイトを準備すること、一定の条件を満たす世帯についてはタブレット端末を貸与する等の検討をしていることとされております。

いずれにいたしましても、現在は県の発表がなされたばかりでありますので、今後、県教育委員会や近隣市町の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上、鈴木議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（宮川一美君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） ありがとうございました。

2番のほうからいたします。

今、教育長が答弁いただきました。これは突然のことで、保護者は大変びっくりされているんですが、全国的にもこういう動きがあります。でも、その中でも幾つかの県は補助制度、それから端末機の限度額はありますけど、半額助成制度とか、それから貸付制度、こういったものもございます。

こういった考えをぜひ取り入れていただきたいなと思いますが、保護者の方の御意見の書面の内容をちょっと読ませていただきます。

岐阜県教育委員会が、県立学校と特別支援学校高等部における生徒用タブレット購入費用の全額を保護者負担とする方針を発表いたしました。当事者である保護者からの意見を全く聞くこともなく、突然の決定です。方針によると、来年度2026年度から原則として保護者は県が指定する6万から10万円のタブレット端末の購入を入学時に求められるということです。それだけでなく、附属品やアプリの購入費用も求められる可能性があります。これまで全額公費負担、全家庭へのタブレット貸与でしたが、突然の大きな方針転換です。当事者である保護者からは、入学時にただでさえ制服、教科書代等で10万から20万もかかる中で、さらに10万円が必要となると借金しないと払えません。先生方からは、多額の出費を強いられる割に授業でそこまで必要となるのか様々な懸念があるとの声が聞こえています。

国主導でICT活用が決まり、その効果検証は不十分なまま、今度は突然保護者負担を求められることになったのです。高校で全額保護者負担となれば、今は公費負担で児童・生徒に貸与されている小・中学校においても全額保護者負担となる可能性が高まります。今、少子化対策、子育て支援を国・県とも強力に進めようとしている中、この保護者負担は子育て支援の方向に逆行しています。私たちは開始されるのが半年後というのは早過ぎる。まず、当事者である保護者の意見を踏まえて、もっと時間をかけて丁寧に議論していただきたいと願っています。そして、これまで同様に公費による援助を求めるというような、こういった内容が、今、皆さんで署名活動されているわけなんです。

子供に差をつけるような内容は、これは全く本当に本末転倒だと思うんです。5年間タブレットを国が無償で貸与していたのにもかかわらず、これが一挙に一転して保護者負担となるのは、これはどうかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（宮川一美君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） 鈴木議員のお話でございますけれども、この県立高校のタブレット端末購入、令和8年の新入生からの導入ということを聞いております。

これは既に対象の3年生の保護者の方、また県のホームページでもこの情報が既に発信され

ております。今後、詳細については県議会でも十分議論されるということで聞いております。

鈴木議員の見直しを求めるという声でございましたけれども、現在のところ、私は岐阜県や県教委に対して見直しの要望を行うこととしておりませんので、御理解いただきたいと思います。

[10番議員挙手]

○議長（宮川一美君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） 県の試算では68億円かかるということを発表されていますね。県だけで賄うのではなく、例えば町のほうも一定補助をするとか貸与するとか、それから貸付けをするとか、そんな考えをぜひ取り入れていただきたいと思うんです。

一度に多額の、あと半年後ですので、半年間の間にそのお金を確保しなきゃならないわけですから、子供たちに差はあってはいけません。ぜひそのような考え方を町としても取り入れていきたい。

貸付制度なら、例えば1年間で貸し付けてそれを順次回収するという形も取れますので、そのような考えはないのか、一つお尋ねします。

○議長（宮川一美君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） 今、鈴木議員のおっしゃっております町独自の一定の補助とか、そういう補助、支援の方法でございますけれども、まだ県教委のほうでは現在低所得者に対する世帯について検討をしている段階だということで聞いております。ですからこれもまだまだ流動的なところがあります。

それから、私立と県立、市立という高校の状況も変わっておりますので、交ざっておりますので、私としては現時点でのタブレット端末そのものに対する補助とか支援の仕方というのを考えておりませんので御理解いただきたいと思います。

[10番議員挙手]

○議長（宮川一美君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） 県によっては購入支援金という名前のものとか、それから保護者の負担軽減の目的で半額助成とか、そういうものもやっている県もありますので、またぜひその辺も見ていただいて検討していただきたいと思います。

町長は今、私としては今の時点では考えていませんということですが、今後の動向を見て、県の動向を見てみたいな発言もありましたので、ぜひその点をお考えいただきたいなと思います。

こういった動きが今県内で起こっていますので、皆さんも約10万円近いものが自分で確保しなさいねということを、お金を借りてやらなきやいけないのかということまで思っていらっしゃる

やる保護者もいらっしゃいます。所得が少ない方といったら失礼ですが、毎日の生活にちょうどぴったりぐらいの給料しかない方は本当に大変だと思います。

買えない方に、低所得者と言われますが、その低所得者の範囲ですよね。その範囲が、その中身を少し拡大してもらえば低所得者に全て当たればいいんですけど、そのようにぜひお願ひしたいと思いますが、町長、県には申入れはできませんか。

○議長（宮川一美君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） 先ほどお答えしたとおりでございます。

まだ県のほうが流動的ということでございますので、直接岐阜県とか県教委に要望するということは考えておりません。

[10番議員挙手]

○議長（宮川一美君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） 流動的がいい方向に流れるといいと思いますので、その動向を見ていきたいと思っております。

それでは、1番目になります。

熱中症の搬送された方、これは救急搬送で12名ということですので、この数字では熱中症で病院にかかった人の人数は把握できませんので、もっと多いと思います。

実際に見守り隊の方が、登下校で見守っていらっしゃる方が熱中症で倒れたということを聞きました、今日は私1人なのよと言われた女性の方がいます、見守り隊の方が。そういういた意味では、子供に限らず大人の方も大変な状況です。

町としては、クーリングシェルターのことを言わされました。ほかに企業なども手を挙げてくれるところはあったのでしょうか。

○議長（宮川一美君） 民生部長 石原宏一君。

○民生部長兼健康福祉課長（石原宏一君） 前にお答えさせていただいたとおり、民間は今は任意でございます。

ほかのところも順番にお声をかけさせていただいておりますが、今現在2つのところだけでございます。

[10番議員挙手]

○議長（宮川一美君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） ありがとうございます。

もっと増えることを期待したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、登下校の対策として日傘の貸与、クールネットクリンクの使用を検討、既に機能的なものを使用しているとか、傘も皆さん持っているということなんですが、日傘は直射日光を遮

断しますが、普通の雨傘は遮断しません。できればやっぱり日傘を1年生に入学する子にプレゼントするという方法も考えられます。

今後、この暑さは続していく、今後というか来年、再来年も続していくおそれがありますので、そういう考え方でぜひ取り入れていただきたいなと思います。

クールネックリングなんですが、これは大体2時間ぐらいしかもたないということで、聞くところによると水をつければまた瞬間的に冷えるから下校の間は何とかなるんじゃないかなというような話も聞いておりますが、できたら冷凍庫を購入してもらえばそこに入れておくとまた新たに使用できるかと思いますが、そんな考えは今のところはどうでしょう、持っていますか。

○議長（宮川一美君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） 現在のところ考えておりません。

[10番議員挙手]

○議長（宮川一美君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） そのように、もし考えていただけたらお願ひします。

それから、最後に移ります。

体育館のエアコン、財政的なものもあるからということで、順次というお答えをいただきました。これは前回の議会でも同じ答弁であります。

今回、この災害時について全議員が発言しましたクールスポットですね、クールスポットを神戸町としても何台か購入していくということで、それは移動できるものですよね。できませんか。

○議長（宮川一美君） 危機管理監 河出真志君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（河出真志君） スポットクーラーだと思いますけど、それは可動式ですので持ち運びは大丈夫だということです。

[10番議員挙手]

○議長（宮川一美君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） ありがとうございます。

2校に限っては今年度本当にきちんとクーラーがつきますので安全なんですよね。実際に子供たちの現状を見ると、教室はクーラーがついています。だからいいんですよ。勉強できます。しかし、体を動かす、発散させる場所がないんですよね。

体育館にクーラーがあるところは体育もできますけど、なければ外はもう灼熱の暑さです。今の体育館では常夏の感じになっているぐらい熱気がむんむんしていますので、その可動式のを体育館に移動しながら使うということはできませんか。

○議長（宮川一美君） 危機管理監 河出真志君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（河出真志君） 先ほどの宮嶋健太郎議員さんの御質問にもありましたとおり、学校授業で有効活用していただけるよう全ての学校に通知しておりますので、御理解いただきますようお願いします。

[10番議員挙手]

○議長（宮川一美君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） ありがとうございます。

私は、先ほどちょっと聞き間違えて、避難所などで稼働するというようなことを聞いたような気がするけど、間違っていましたね。学校等やね。そうすると、体育館が、クーラーのついていないところに使えるということが、一時的に使えるということが分かりました。何かあつたときは避難所に移動することもできるしということで、いいものを購入していただけたなと私は思っております。

それでも早速早くつけていただきたいなと思いますので、町長、予算がてきて、補助がたくさんできたら早くつけてください。よろしくお願いします。以上です。

○議長（宮川一美君） 鈴木愛子君の質問を終わり、これをもって一般質問を終わります。

---

○議長（宮川一美君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでございました。

午前11時40分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和7年9月10日

議会議長 宮川一美

署名議員 林利雄

署名議員 西脇博文



令和 7 年 第 7 回 神戸町議会定例会

( 第 3 号 )

令和 7 年 9 月 11 日 (木曜日)

## 議 事 日 程（第3号）

令和7年9月11日（木曜日）午前9時30分開議

- 日程第1 議 第 50号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等の施行  
に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第2 議 第 51号 神戸町議会議員及び神戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議 第 52号 神戸町下水道条例及び神戸町水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議 第 53号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について
- 日程第5 議 第 54号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について
- 日程第6 議 第 55号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 日程第7 議 第 56号 令和7年度神戸町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議 第 57号 令和7年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議 第 58号 令和7年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議 第 59号 令和7年度神戸町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議 第 60号 令和6年度神戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議 第 61号 令和6年度神戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議 第 62号 令和6年度神戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議 第 63号 令和6年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議 第 64号 令和6年度神戸町学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議 第 65号 令和6年度神戸町水道事業会計決算の認定について
- 日程第17 議 第 66号 令和6年度神戸町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第18 議 第 67号 旧西座倉グラウンド暗渠排水撤去工事の請負契約について
- 日程第19 議 第 68号 中央公民館大規模改修工事の請負契約について
- 日程第20 議 第 69号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第21 議 第 70号 教育委員会委員の任命について
- 日程第22 派遣第1号 議員派遣について

---

出席議員（10名）

議長	宮川一美君	副議長	大場光晴君
1番	深貝仁則君	3番	宮嶋健太郎君
4番	小川榮一君	5番	西脇博文君
6番	林利雄君	7番	宮嶋三郎君
8番	飯沼満君	10番	鈴木愛子君

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

町長	藤井弘之君	副町長	金指義樹君
教育長	岡田勝彦君	総務部長兼 総務課長兼 危機管理監	河出真志君
民生部長兼 健康福祉課長	石原宏一君	産業建設部長兼 産業環境課長兼 企業誘致推進室長	土屋典生君
教育委員会 調整監兼 生涯学習課長	小野健君	会計管理者兼 税務課長	佐藤森行君
まちづくり 戦略課長	和藤潤司君	住民保険課長	末村春美君
子ども家庭課長	名和功二君	建設課長	堀智君
上下水道課長	山崎裕之君	教育課長	野下あゆみ君

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	竹下政文	書記	早野有香
--------	------	----	------

---

○議長（宮川一美君） おはようございます。

今日は最終日でございます。議事日程がたくさんございますので、御協力のほどをよろしくお願ひいたします。

これより本日の会議を開きます。

---

**議第50号について（質疑・討論・採決）**

○議長（宮川一美君） 日程第1、議第50号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第50号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

**議第51号について（質疑・討論・採決）**

○議長（宮川一美君） 日程第2、議第51号 神戸町議会議員及び神戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第51号 神戸町議会議員及び神戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議第52号について（質疑・討論・採決）

○議長（宮川一美君） 日程第3、議第52号 神戸町下水道条例及び神戸町水道給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第52号 神戸町下水道条例及び神戸町水道給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議第53号について（質疑・討論・採決）

○議長（宮川一美君） 日程第4、議第53号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第53号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議についてでは、原案のとおり可決されました。

---

#### 議第54号について（質疑・討論・採決）

○議長（宮川一美君） 日程第5、議第54号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第54号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議第55号について（質疑・討論・採決）

○議長（宮川一美君） 日程第6、議第55号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第55号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公

共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議第56号について（質疑・討論・採決）

○議長（宮川一美君）　日程第7、議第56号　令和7年度神戸町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第56号　令和7年度神戸町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 議第57号について（質疑・討論・採決）

○議長（宮川一美君）　日程第8、議第57号　令和7年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第57号　令和7年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

議第58号について（質疑・討論・採決）

○議長（宮川一美君）　日程第9、議第58号　令和7年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第58号　令和7年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

議第59号について（質疑・討論・採決）

○議長（宮川一美君）　日程第10、議第59号　令和7年度神戸町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第59号　令和7年度神戸町下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

議第60号から議第66号までについて（討論・採決）

○議長（宮川一美君）　日程第11、議第60号　令和6年度神戸町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、議第61号　令和6年度神戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、議第62号　令和6年度神戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、議第63号　令和6年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、議第64号　令和6年度神戸町学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、議第65号　令和6年度神戸町水道事業会計決算の認定について、日程第17、議第66号　令和6年度神戸町下水道事業会計決算の認定について、以上7議案を一括議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております7議案についての委員長報告は、お手元の報告書のとおりであります。よって、委員長報告は会議規則第41条第3項の規定により省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定しました。

これより、議第60号議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論を終わり、採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長報告は認定すべきものであります。よって、この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

よって、議第60号　令和6年度神戸町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議第61号議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論を終わり、採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長報告は認定すべきものであります。よって、この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

よって、議第61号　令和6年度神戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、

委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議第62号議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論を終わり、採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長報告は認定すべきものであります。よって、この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

よって、議第62号 令和6年度神戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議第63号議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論を終わり、採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長報告は認定すべきものであります。よって、この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

よって、議第63号 令和6年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議第64号議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論を終わり、採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長報告は認定すべきものであります。よって、この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

よって、議第64号 令和6年度神戸町学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議第65号議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論を終わり、採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長報告は認定すべきものであります。よって、この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

よって、議第65号 令和6年度神戸町水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議第66号議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論を終わり、採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長報告は認定すべきものであります。よって、この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

よって、議第66号 令和6年度神戸町下水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

#### 議第67号及び議第68号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（宮川一美君） 日程第18、議第67号 旧西座倉グラウンド暗渠排水撤去工事の請負契約について、日程第19、議第68号 中央公民館大規模改修工事の請負契約について、以上2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長 金指義樹君。

○副町長（金指義樹君） おはようございます。

それでは、本日採決を賜ります工事の請負契約2議案につきまして御説明を申し上げます。

初めに、日程第18、議第67号 旧西座倉グラウンド暗渠排水撤去工事の請負契約についてです。

次のとおり、請負契約を締結するため、神戸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記として、1. 契約の目的、旧西座倉グラウンド暗渠排水撤去工事。  
2. 契約の方法、指名競争入札。  
3. 契約の金額、9,350万円、落札率は98.5%です。  
4. 契約の相手方、安八郡神戸町大字丈六道20番地の2、株式会社相岡組、代表取締役 相岡典昭でございます。

1枚おめくりをいただきまして、参考資料をつけてございます。

1. 工事の場所は、神戸町大字西座倉、旧西座倉グラウンドであります。  
2. 工期は、議会議決の日から令和8年3月23日。  
3. 工事の概要は、施工面積が1万6,645平方メートル。以下、御覧のとおりの工事概要でありますと、グラウンド内の水はけを良好にするため、地中に配置したU字溝を並べた暗渠排水等の埋設物の撤去工事を行うものであります。

続いて、日程第19、議第68号 中央公民館大規模改修工事の請負契約についてです。

提案文につきましては、前議案と同様でございます。省略させていただきます。

記として、1. 契約の目的、中央公民館大規模改修工事。  
2. 契約の方法、指名競争入札。  
3. 契約の金額、3億7,290万円、落札率は98.1%です。  
4. 契約の相手方、揖斐郡揖斐川町上ミ野128番地、西濃建設株式会社、代表取締役社長 宗宮 郷でございます。

1枚おめくりをいただきまして、参考資料でございます。

1. 工事の場所は、神戸町大字神戸地内（中央公民館）。  
2. 工期は、議会議決の日から令和8年8月31日。令和7年度から8年度にかけての2か年の継続事業で進めてまいります。  
3. 工事の概要は、令和7年度は建築改修工事のうち内装の撤去工事を中心に行い、令和8年度には内装改修、座席の改修等工事のほか、電気・機械設備改修工事を行ってまいります。

現在の第1ホールのつり天井や座席の改修等の大規模改修をはじめ、1階の学習室1、学習室2及び3階の大会議室を中心に改修工事を行ってまいります。

以上、工事請負契約の2議案の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（宮川一美君） これより議第67号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

西脇博文君。

○5番（西脇博文君） 1点、お聞きします。

この参考資料のほうですけれども、工事の概要、一番下の行ですが、構造物取壊し運搬処分ということで、285立方メートルということが出ております。

こちらのほうですけれども、請負契約ということでございますので詳細はつかんでみえるかどうか分かりませんけれども、どちらへ処分をする予定かというのは分かりますでしょうか。

○議長（宮川一美君） 建設課長 堀 智君。

○建設課長（堀 智君） 処分先ということでございますが、今はまだ工事業者が決まっておりませんので工事業者と調整して決定したいと思いますが、一般的には中間処理施設で一番近隣の箇所ということで積算をしております。

○議長（宮川一美君） そのほか、ございますか。

[挙手する者あり]

鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） U字溝は幾つあるかということが把握されてのこの金額なのでしょうか。

○議長（宮川一美君） 建設課長 堀 智君。

○建設課長（堀 智君） U字溝の箇所につきましては、道路拡幅工事の際にU字溝の端が出ておりまして、現状確認できているのは9です。

あと、当時の施工図面のほうですね、そちらも10列、11列ということで図面がありました。なので、これを進めていく中で、ちょっと1列、2列は余分が出てくるかもしれません、おおむね9列と、あとグラウンドの幅がおおむね100メーターございますので、9列の100メーターということで計上しております。

○議長（宮川一美君） そのほかは、ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第67号 旧西座倉グラウンド暗渠排水撤去工事の請負契約については、原案のとおり可決されました。

次に、議第68号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） 1点、お尋ねします。

1階学習室、2階学習室、そして3階の大会議室ということなんですが、この中にはトイレの改修が掲載されておりませんけど、入っていないのですか、いるのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（宮川一美君） 教育委員会調整監 小野 健君。

○教育委員会調整監兼生涯学習課長（小野 健君） ただいまの御質問につきまして、今回の工事の中にはトイレ改修は含まれておりません。

[挙手する者あり]

○議長（宮川一美君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） トイレの個数も少ない上にちょっと古いということで、これも一つ考  
えるべきだと思うんですが、どのように思っていらっしゃいますか。

○議長（宮川一美君） 教育委員会調整監 小野 健君。

○教育委員会調整監兼生涯学習課長（小野 健君） ただいまの御質問につきまして、今回の工事、先ほど副町長から御説明申し上げましたとおり、主となりますものは大ホールのつり天井、そちらを準構造化ということで修理を行うもの及び付随して客席等の改修を行うもので、トイレ等については今回の計画の中には設定されておりません。よろしくお願ひします。

[挙手する者あり]

○議長（宮川一美君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） これも早急に考えていただきたい。

実際に成人式とか、それから消防の大会とか、こういったときに非常に混み合っているし清潔感もないように思われますので、その点、重々考えていただきたいと思います。

○議長（宮川一美君） そのほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第68号 中央公民館大規模改修工事の請負契約については、原案のとおり可決されました。

---

**議第69号について（提案説明・質疑・討論・採決）**

○議長（宮川一美君） 日程第20、議第69号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） それでは、日程第20、議第69号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

記として、住所、神戸町大字付寄89番地の1、氏名、山川 均さん、生年月日、昭和28年7月6日のお生まれです。

再任で3期目をお願いするものでございます。任期は、令和8年1月1日から令和10年12月31日までの3年間です。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮川一美君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第69号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定しました。

---

**議第70号について（提案説明・採決）**

○議長（宮川一美君） 日程第21、議第70号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） それでは、日程第21、議第70号 教育委員会委員の任命についてです。

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記として、住所、神戸町大字神戸381番地の2、氏名、澤田文彦さん、生年月日、昭和33年5月8日のお生まれです。

現今津昭雄委員が令和7年9月30日に任期満了となり退任されるため、新しく教育委員会委員に任命するものです。任期は、令和7年10月1日から令和11年9月30日までの4年間です。

澤田文彦さんは、人格が高潔で、これまで西濃教育事務所教育支援課チーフとして、また神戸中学校校長をはじめ、西濃管内の校長を12年間務められ、学校現場や教育、学術及び文化についてその見識が高く、教育委員会委員として適任者であります。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮川一美君） お諮りします。本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

お諮りします。議第70号議案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第70号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### 派遣第1号について（報告）

○議長（宮川一美君） 日程第22、派遣第1号 議員派遣についてを議題とします。

会議規則第128条第1項の規定により、別紙のとおり議員を派遣したので報告します。

---

○議長（宮川一美君） 以上で、今定例会に付議されました案件は全て議了しました。

これをもって、令和7年第7回神戸町議会定例会を閉会します。

慎重審議、誠に御苦労さまでございました。

午前9時59分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和7年9月11日

議会議長 宮川一美

署名議員 林利雄

署名議員 西脇博文